

# 平成30年12月甲良町議会定例会会議録

平成30年12月7日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	西川誠一	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	丸山恵二

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	西村克英
税務課長	福原猛	学校教育課長	上橋純子
住民課長	小林千春	社会教育課長	大野けい子
企画監理課長	村岸勉	保健福祉課長	米田志保子
総務課参事	橋本浩美	建設水道課長	中村康之
人権課長	中川愛博	会計管理者	宮川哲郎
産業課長	北坂仁	選挙管理委員会委員長	村岸啓司

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 藤井千恵

(午前9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、12月定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 阪東議員、7番 宮寄議員を指名します。

日程第2 6日に引き続き一般質問を行います。

それでは、7番 宮寄議員の一般質問を許します。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問に入りたいと思います。

彦根市と豊郷町の何名かの知り合いから「最近、甲良町のことがよく新聞に出ている、何であれだけ次から次にいろいろなことが出てくるのか、おかしな町やなあ、毎月のように告訴・告発をしている、よほど物好きな人がいる町やな」と、半ばばかにしたようなことをよく聞きました。お恥ずかしい限りです。ある方は、以前の甲良町のことをよく知っておられる方で、9年前から昨年までの仲間というか、同志の方が今は野瀬町政の反対の立場に立っている。「何で。何かあったんか」とよく聞かれます。私もそこには答えられず、大変困っていますが、今度はその人たちが13日に、甲良町政を語る会を開催しようとしています。私も時間があればのぞきたいと思っているんですけども、何の意図があるのかはわかりませんが、今から9年前には対峙していた人が今は手をとり合って、野瀬町政に反対の立場でいる。そのときのことをお忘れですかと言いたいんですが。と、言いながら、私も野瀬町政に賛成でもないんです。いいことはいい、悪いことは悪いで、そのスタンスは崩していないつもりです。そのとき、何も自分の身に降りかかっていないから忘れてしまったとでも言うのでしょうかね。足を踏んでいる人は忘れても、踏まれた者はいつまでも忘れません。そのことははっきり言っておきます。

町長、この際、あなたの味方は誰もいないんじゃないでしょうか。うわきでは、私とあなたが手を組んでいると思っている方もいるみたいですが。こんなことは絶対あり得ないことです。なぜかと言えば、私はあなたを告発しているメンバーの1人でございます。チラシに、野瀬町長、もううそをつくなとも言われています。このことは以前、町長がうそをついたことを知っている方が書かれているのだと思いますが、どうですか、町長。今こそ決断するときじゃないでしょうか。9年前の真実を、ここらでお話したら、もちろん、司

法の判断は既に下され、今となっては罪に問われないでしょうから、今後の町長の決断を期待いたします。

それでは、本題に入ります。最初に、10月1日から就任された松田教育長にお聞きいたします。昨日も、木村・西川・阪東議員からも質問されておりましたが、少しかぶるところがあるかもしれませんが、私なりの角度で質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

松田教育長はご自分の教職員人生の大半を甲良町の教育のためにご尽力をいただいていることは町内のさまざまな人からお聞きしていますし、私自身も十分知っております。大変ご苦労さまでした。また、これからも甲良町の教育のトップとして、さらなる活躍を期待する者の1人としてお聞きいたします。まず質問の1番ですが、甲良町の抱える教育の課題について、松田教育長の考える甲良の教育というもののはどのようにお考えなのか、就任後2カ月がたちましたが、率直な感想をお聞かせください。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 ご質問ありがとうございます。就任2カ月がたちました。中学校、両小学校へ2回、療育センターへ1回、それぞれ子どもの様子を参観に参りました。その中で、まず1つ目は、やっぱり甲良の子はいいなというのが、率直な感想でございます。人懐っこい、そして明るい表情に、ふだん事務処理が多い職務の中でほっとさせられるという、そういう、教員として勤めていたときの、その気持ちがよみがえってくるような、そんな気持ちになりました。一方で、2つ目ですが、この子たちのやっぱり進路を保障するための学びづくり、学力向上への支援づくり、このことについて、その責任の重さを痛感いたしました。3つ目は、やっぱり子どもの実態に立ち返ることが教育行政においても大事なことだなということを実感して、現場主義を貫き通したいと、そんなことを感じました。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。それでは、②番の小中学校の現状と課題ですね。今現在、置かれている小中学校、現状の課題は何か。教育長の思っておられる学校の現状と課題をお聞きいたします。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 4つ思っていることがございます。

まず1つ目ですが、やっぱり1つ、学力を積み上げる。昨日もご質問いただきました。町民の付託を受けて、教育を充実させ、そのことは学力を高めることがまず第一だというように考えております。教職員個々の授業力、わかった、できたという子どもの実感が持てるような、そんな授業力の向上、それから学力課題へ教職員が組織としてアプローチする、そういう実践づく

り。

2つ目には、これは昨日も申し上げました、学力を積み上げる見通しの設定、これが課題だと思っています。やみくもに組織でとか、あるいは個別の支援をとっていますが、今ここで、どのような力を子どもにつけるべきかということ、縦の系列で就学前から中学校までの、備えるべき、つけるべき力を設定して、それをみんなで共有しながら学力向上の取り組み、あるいは学習支援の取り組み、家庭支援の取り組みを進めてまいりたいというぐあいに思います。

3つ目ですが、家庭支援ということ、町を上げて取り組むわけですが、やっぱりめざすところは、3つ目には家庭での生活環境の充実課題、すなわち子どもが家に帰ってほっとできる環境、それから、自分はここで、このおうちで家族から大事にされているという、そういう実感できる環境づくり。家族から認めや励ましがある環境づくり、そういうものを家庭での生活環境の充実課題として考えております。

4つ目には、家庭での学習環境の充実、そうした環境を整えるという課題がございます。落ちついて家庭学習ができる、そういう空間づくり。わからないときにすぐに「ここどうしたらいいの、わからへん」というように問うことができる、やっぱり人的な環境、その辺も整えることが大事なのかなというような、以上4つが今、現状として、課題として捉えております。

以上です。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。では次に③番、④番を順番にお聞きします。現在、小中学校に配置している臨時講師について、その必要性、重要性と、学校運営または家庭教育支援も含めた今後の教育方針について充実しなければならないことについてと、学校運営または家庭教育支援も含めた今後の教育方針について、しなければならないことをお聞きします。

まず最初に、各学校の臨時講師についてですが、現在、学校別に臨時講師は何名おられますか。それと、その人数と授業支援時間等は新年度を迎えるにあたって、十分足りていると思われているのか、また、その講師の必要性と重要性はどうか。お聞きいたします。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 今現在、甲良町がいつも大切にいただいている教育予算、教育支援、ありがたく現場で子どもの指導に、いただいております。臨時講師、支援員含めまして、中学校の現場に7名、東小学校の現場に8名、西小学校の現場に9名。これは、このカウントは常勤も非常勤も1名というカウントの仕方をしております。これだけの臨時講師の配置をいただいております。

ます。現在、臨時講師、これだけ配置いただいているわけですが、町は子どもの数が少なくなっております。しかし、個々の対応を必要とする教育課題というのは、昨日も出されました、いじめ事案については県全体でも増加傾向にあるということでございます。それから、特別支援を要する、一人一人の子どもの実態に合わせた教育支援を必要とする子どもの数も増えてございます。

そのようなところで、1つ例を申し上げますと、県全体いじめの事案につきましては増加傾向にあるというふうに今申し上げましたが、じゃ、甲良町はどうなのかというようなところを、10月に就任して、昨年度の実態も把握したいということで、統計を出してみました。いじめにつきましては、それぞれの教育現場から、今月は何件いじめ事案があったかと。これはもう単なる、ぶつかってけんかをした数もカウントをしているというようにご理解いただけたらと思います。平成29年度10月時点までの昨年度の本町における両小学校、中学校のいじめの報告はトータル281件でございます。今年度、30年度の10月までのトータルを見ますと150件ということで、随分少なくなっております。このようなことから、沢山の支援員、講師を配置いただいている、昨日も申し上げましたが、より感度の高いアンテナを沢山立てているということから、子どもたちの様子をしっかりと把握できている、そして事前にそこへ講師、支援員、そして正規の教員が入っていくというような、そういう日常の教育活動が展開されている、そういうたまものだというように捉えています。

十分足りているのかどうかというご質問ですが、ここはまだ十分、現場にも赴いていけていませんし、現場の教職員と協議をすることが、私自身ができていません。と申しますのは、やっぱり配置いただいた、それぞれの講師、支援員がその機能を十分に発揮して子どもにかかわっているかどうかという見きわめがまだ不十分ですので、足りている、足りていないということはこの場では申し上げられませんが、十分に効果的な教育を進めるように、これからも講師支援につきましても、指導をしてまいりたいと存じます。その上で、もう少し言うのであれば、それはまた、この場でお話申し上げたいと思いますが、そのように考えております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 教育長のお考えはよくわかりました。いろんな議論があると思いますが、子どもの人数が減って、じゃあ予算も削ったらどうかとか、いろいろな考え、意見があると思いますが、そうではなくて、せめて現状維持というか、本当は増やせと言いたいところなんです、予算等の関係もあります。それはよくわかっております。せめて現状維持をお願いしたいんですが、ど

うですか、教育長。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 現場に自分も、甲良町内東西に籍を置いた者でございます。教育課題につきましては、さまざまな形でそれぞれの学校にはあるものというような認識をしています。そういう意味では、予算の関係等もございしますが、家庭支援、あるいは子どもへの個別の支援を充実するためには少なくとも現状維持はしていただきたいと思ひますし、十分現場を見きわめた上で、また必要に応じてご相談を申し上げたい、このように思っております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。私の思っている答弁がもらえましたので、次の④番に移りたいと思ひます。学校運営または家庭教育支援も含めた今後の教育方針、充実しなければならないことについて、よろしく願ひします。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 もう昨日も木村議員の1番目のご質問のときにお答えしたとおりでございます。保護者や地域の教育力の向上、2つ目にはやっぱり健やかに成長する子どもの権利を保障するための個別の支援、あるいは教育活動を充実させる、この2つの車を、タイヤを、車の両輪のごとく進めていくということでございます。それから、学習のセーフティネットとしての機能を教育現場により充実をさせる。このことが私の教育方針として、現在考えているところでございます。

以上です。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。教育長の言葉として、答えはいただきました。ここで、野瀬町長にお聞きします。今、教育長がお答えされた甲良町の学校教育の課題をお聞きして、今後どのように充実、対処していただけますか。町長のお考えも述べていただけますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 教育長、熱っぽく語っていただいておりますが、就任後、学力向上、それから家庭支援について次年度に向けた取り組みの仕方についてを協議をしておりますので、議員からご指摘をいただいております子どもの学力の向上、そして課題となっている家庭支援、この2つから充実をするように頑張りたいと思ひています。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。それと特に、私は勉強教えることができませんので、教える能力もないでしょうし、では何ができるのかと言うたら、やはり予算、先ほど言いました講師の人数、来年の3月議会等で予算を確保

していただけるのか。幾ら教育長が頑張っても、町長がノーと言えばノーになる可能性が大になります。せめて現状維持の講師の数を確保していただけるのか。いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 現状維持の方向で、考えていきたいと思います。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。現状維持の返事を、返答を町長からもいただきました。

では次に、小中学校の環境整備についてお聞きいたします。学校や体育館が建設されて30年以上がたちますが、施設の老朽化や修繕が要することについて迅速に対応しているかお聞きします。まず、コンピューター室と体育館ミーティング室のエアコンの修理についてです。今年の台風でコンピューター室の室外機が壊れて、エアコンが使用できない状況とお聞きしました。近年の生活環境の著しい変化の中で、コンピューターの授業ができないということは近隣中学校と比べて非常に遅れが出ると思うのですが、どうですか。また、体育館のミーティング室のエアコンも壊れているとお聞きしております。どうですか、早急に予算措置して、修繕していただけますか。いかがですか。

○丸山議長 教育次長。

○西村教育次長 ご心配をおかけしまして申しわけございません。まず、中学校のエアコンの室外機につきましては、校舎の屋上に設置されておまして、台風により倒壊したということで、現在その修繕についての予算措置はされておりますので、業者選定の最中でございますので早急に対応したいと思っております。あわせて、中学校体育館のミーティング室のエアコンも故障しているということですので、こちらにつきましても今年度予算の方で対応したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。ありがとうございます。早急によりしくお願いいたします。それでは、次に、テニスコートの整備についてですが、このテニスコートは以前プールがあったところを整備してつくったと聞いております。当時の地盤改良が十分されていなかったのか、また、表面がでこぼこで排水も悪く、いったん雨が降ると水たまり等ができて、いつまでも使用できない状態と聞いております。また、表面の土が洗い流されて、粗い石がまじり、川ができたりしている状況です。どうですか、思い切って、多少の雨でも練習ができる人工芝のコートをつくっていただくことはできないのでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○西村教育次長 ご指摘ありがとうございます。確かに、テニスコートの方の地盤がよくないというのは現地の方も見させていただきました。教育環境、やっぱりソフト、ハードとも充実できるところはどんどん充実していかなければならないと思います。何分、人工芝といいますと、金額的にも高くなります。新年度予算の要求としては、させていただいております。全体の、財政的にも厳しいところがございますので、そこは要求はさせていただいているというところで、ご容赦いただきたいと思います。ただ、その応急的な措置として、また土を入れる等の最低限な応急処置は、まだやってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。これも予算のかかることですから、ここのテニスコートの見積もりをしてくださった業者と私、しゃべらせていただきました。ざっと、全て込みで800万円から1,000万円かかるみたいですね。聞いております、悩むね。確かにそのお金をどこぞへ違うところに回せとか、そういう議論も出てくるでしょうが、許される限り予算配分をよろしくお願ひしたいんですけど、町長、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 現場の内容や整備方針等々、方法、整備の仕方等々を勘案して、十分、予算査定の中で検討してまいりたいと思います。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。平成30年9月発行のガラス張りの町政をやろまい会と11月15日発行の町の行政報告の事実確認についてお聞きいたします。ここで先に言っておきますが、確かに憲法では言論の自由が保障されております。しかし、書いていいことと、そうでないものもあると私は思っております。根拠のない、また事実でないことをビラに掲載しておるわけですね。特に、現税務課長の職務怠慢、もしくは今の不納欠損が出たのは現税務課長の責任じゃないかという文言があります。それは全く違うんじゃないかと、そういう声も多く聞きます。今の税務課長がおったから、小島事件もほぼ解決できたと言っても過言じゃありません。やはりビラを書くのは、私もビラを書いている身ですが、やっぱり人のビラを見て、自分の今後の参考にしたいという思いでもおります。褒め上げるわけじゃありませんが、西澤議員が出しているビラ、非常に悔しいくらい、うまく書かれている。それも参考にしていきたいと思ひます。

では、本題に入ります。このビラの中に「たいしたデータ」と、2カ所も書いてありますが、この場合の「たい」という字は大きいという字を使わな



ければならないと思いますが、そうしないと意味がわからないし、通じないのではあります。私の想像で理解してみますが、本来ならば発行責任者に直接お聞きしたいのですが、そうもいきませんので、ここに書かれていることが正しいかどうかを行政にお聞きします。それと、発行責任者に個別に聞いたところ、「次からはそういうようなことは書くなと言っとくがな」という答えが私に来ました。じゃ、主筆は発行責任者でないのかと想像もできましたが、そこは定かではありませんが。全協等でも質問いたしました。職員がこのビラにかかわっているんじゃないかといううわさもちらほら出ておりました。誰が書いたのかは別として、やはり発行責任者は責任をとらなければいけない部分もあると思います。

それでは、本題に入ります。やろまい会のチラシには真実を隠すための第三者委員会を設置したと書かれておりましたが、このことの実事確認をいたします。ここに書かれている行政として、真実を隠すための第三者委員会を設置したのか、このようなことを書かれて、行政としても不本意だと思いますが、このように町長に反対の人が書くと、このような見出しの書き方になるのかなと思いますが、「隠蔽が明らかになった」とか「町民にカモフラージュするための偽りの第三者委員会は必要ない」と書かれていますが、町としての見解をお聞きいたします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今、宮寄議員が言われているこのチラシは、ガラス張りの町政をやろまい会第3号、平成30年9月のことやと思います。今ほども話がありました。発行責任者が書かれていませぬので、誰が書かれたかはわかりませぬが、今の質問で、第三者委員会、行政報告の中で、職員の服務に関する第三者調査委員会の設置ということで、町としてこのような考え方で設置をしましてということは説明してありますし、当然この予算の段階で議会議決も要りますので、そこでも説明してありますし、特にこの委員会については全員協議会でたっぷり時間をとっていただいて、結構な時間をかけて議論をしていただいた経緯がありますので、その経緯に基づいて、こういう発行もさせてもらっていますし、考え方もそのときと同じであります。

以上です。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 私もそう思います。大体、全協でよく議論したと思います。ここは。どちらかといえば、第三者委員会やれ、やれと言っていた方々が途中から何だかんだと言っている。あれ、おかしいな、自分らがやれ、やれと言って、途中でおかしいて、どういう意味でおかしいと言ってはるのかわかりませぬが、僕には。そういうことですね。

では次に、そのチラシの裏面の税金横領に関する記事の中で「なぜ消去したのでしょうか」とか書かれております。「ある職員がデータを消去した」とありますが、このことが十分に理解されていないようなので、再度確認いたします。なぜ消去したのでしょうか。昨年から何度もこの件については説明されてきたと思うんですが、意図的に消去されたのではない、その説明を聞いても、まだこのように書かれております。聞く耳を持たないというか、偏ったことしか聞かないのか。ある職員が消去したことが確認できるのか、確証があるのか、はっきりとしてほしいですね。はっきりしているんですけども。誰かに入れ知恵されたのか、この際、何度も言いますが、はっきりと町の見解をお聞きいたします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ご質問にありましたとおり、この2,000件データの消去については何度も行政説明をさせていただいているところでありますが、平成29年3月4日に未納整理データのうち2,000件が消えたということで、当時、騒動になっておりました。確かに2,000件が消えたという事実の確認は当時されておりますが、どの職員がしたかという特定はされていないということでございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。では次に、野瀬町長が出された行政報告の1番の項目の中に、消去された2,000件のデータが後日、2日間で修復されたと書いてありますが、この件について確認いたします。まず、ここに書かれている、2日間で修復した、このことは事実なのかどうかをお聞きいたします。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 約2,000件の消去データですが、昨年の5月中旬に税務課職員4人が2日間で修復したと聞いております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。町民の中には「6,000件のデータのうち2,000件が消えたと言っているから、宮寄さん、今現在、じゃ4,000件しか残っていないんですか」と私のところに問い合わせが時々あるんですね。いや、違いますよと。チェックされた2,000件が消えただけで、それは修復できていますよと、もともとの6,000件は消えていませんよと。だから、ああいう書かれ方をすると、6,000引く2,000は4,000しか残っていないのかと錯覚する町民さんが沢山おられます。だから、このような質問しているわけです。このような錯覚を起こす町民さんがいるということは、ビラが悪いのか、行政の報告の仕方が悪いのか、どっちなのか。

我々、議会に携わっていますから、中身はもうほぼわかっています。もうちょっとかみ砕いてわかりやすく説明したらどうですかと思うんですけども、理解されない方は理解されないんですね。

では次に、同じく行政報告の中で、「残りのデータ4,000件についても数日間で修復しましたが、本来であれば直ちに修復する責務であったと考えます」との真相ですね。これは野瀬町長が書かれていたことです。との真意は、ここに町長が書かれていることは、私ももちろん、そう思います。なぜ直ちに修復する努力をしなかったのか、そのときの町長に、北川町長ですね、そのときの町長ということは。修復するのに3カ月かかると報告したそうです。これ、わかりますか。誰が3カ月かかると報告した。わかりませんか。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 多分、当時の委員会だったと思います。今、いろんな関係で経過を税務課の中で調べている中で、多分、前町長は2週間、すみません、ちょっとはつきりとは覚えてないんですが、当時の町長は2週間で修復する、できるということを言っていたと思います。ただ、その後に当時の税務課参事の方が3カ月ほどかかると言うたと聞いております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そうですよ、当時の税務課参事ですよ、3カ月かかると言ったのは。そう聞いておりますので、私も。確認のために設問させていただきました。町長は職員に、もっと短期間で修復できるのにと聞いていたのに、直ちにとすることは当時その現場にいた責任者が一番よく知っているはずですから、何らかの手だてを講じるのが普通ではありませんか。2月末にデータがなくなっていたことが判明し、町長に報告した。本来ならばその時点で、行政の責任ある立場の人なら修復命令を出し、みずから陣頭指揮に立って修復努力をするべきだと思います。そのときの現場にいた責任者は誰でした。わかりますか。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 当時というのは、消去されたことが確認されたときの税務課の責任者といいますと、もう山田課長は退職されておりましたので、参事になると思います。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そうですよ。しかも行政報告では「2日間で修復した」とあります。なぜその時点で直ちに作業にかからなかったのか。不思議なことです。3月21日に議会、全員協議会でいきなり発表いたしましたね。少なくともその時点までに3週間、一大事とを感じるなら土日もフル回転で修復努力をす

ることが行政職員としてやるべきだったことだと思いますが、その間何も動いていない。何の作業もしていない。やる気があんのかと言いたいですね。今の現在の税務課長のことを職務怠慢と言うのなら、これは何ですか。これが職務怠慢ということなんですよ。ばかなことを言っちゃいけませんよ、ほんまに。私の臆測では、当時の上司は直接作業にかかわっていないのではないかと。他の課員に任せっきりだから自分がわからぬままに答えてしまったのではないかと思われまます。直接その作業していれば、ある程度のめどがわかるはずだし、町長はどのようにお考えですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 当時は北川町長の時代でありますので、後の報告書からそのことが十分経過報告受けておりますし、私の行政報告にも裏面にその経緯を含めて時経過の内容と、それから本文ではおわびを含めた内容記述をさせていただきました。ちょっとコメントさせていただいていいですか。それで、ちょっと私の書き方がまずかったかもしれませんが、2,000件、4,000件と出ておりますが、その当時の催告対象一覧、いわゆる合計6,000件ということが抜けておまして、6,000件の未納データのうち2,000件が消えた。本来ならおっしゃるとおり、直ちに消去された原因と消去データの修復を、作業を行うということが適切な措置であったと、議員も指摘のとおりでございますが、そういうふうに思います。2カ月余りの作業中断の期間がありまして、2,000件データの修復の後、そして4,000件のデータも直ちに修復をしたという意味のことを書きたかったんですが、6,000件が抜けましたので、ちょっと内容が受け手側にとって意味がわからないということであったかもしれませんが、そういう意味でございます。以上です。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、福原課長の前の課長は誰でした。わかりますか。総務課長、わかりますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今の人権課長でございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、今の人権課長はこの4月から8月の4か月間、税務課長だったわけです。その間、まともに仕事してんですか。だから、そのつけを今の福原課長が背負わされてしまって、職務怠慢という事実無根のことを書かれているわけですよ。私はそう思います。ここははっきり言うておきます。私だけでしょうか、そう思っているのは。私がおかしいのかな。それは皆さん、よく考えといてください。この件はこれぐらいにしておきますわ。

次に、人権対策本部についての中で「台風21号の際、避難に関する問い合わせがあった長寺センターの対応について」とあるが、そのときの対応について、住民がせっぱ詰まって困っているときに、行政間でごたごたし、困っていたとお聞きいたしました。そのときの対応と、本部会で協議を行うと書いてありましたが、どのような対応であったのか。また、協議の内容はどうであったのか、お聞きします。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 台風21号の当時の経過については全協の方でご説明させていただきましたとおり、9月4日の出来事でした。8時半ごろに長寺地域総合センター職員Mの個人の携帯電話にひとり暮らしの女性Uさんという方から、今から避難したいという問い合わせがありました。課内朝礼の中で検討した結果、館長は今はセンターでは判断できないので、総務課の判断を仰ぐしかないということで話をしたと。この内容を別室で電話を受けた職員Mが避難者の方に携帯電話にて連絡をしたということです。そのときに、犬も一緒に避難したいと質問されましたということで、その職員Mの方は、朝礼で決定した内容を館長に確認をして、9時に役場で対策会議があるので、しばらく待ってほしいと、今の時点ではわからないので、こちらから連絡するか、します、もし何なら総務課に聞いていただくとありがたいというふうにお答えしたというふうに報告を聞いております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、そのMさんというのは誰かわかりませんが、Mさんは勝手な自分の判断で総務課に、役場に聞けと言われたのか。Mさんの上司に聞かれなかったのか。そこはどうなんですか。そこは大事なところなんです、はっきりしとかんと。Mさんの責任なのか、どうなのか。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 今申し上げましたとおり、センターの中での話の中で、今、センターでは判断ができないので、こちらから連絡するか、もし何なら総務課に聞いていただくとありがたいということ、職員Mの方が携帯電話で別のところで連絡をしたというふうに聞いています。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 いや、職員Mは、もうええんです。職員Mさんは勝手にそう判断されたのか、館長が判断したのか、それをMさんがそう言ったのか、そこを聞いているんですよ。ごまかしたら、あかんで。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 館長がそう言ったのでということで、それを受けてMさんが連絡をしたというふうに聞いています。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 じゃ、館長じゃないですか。館長の判断で、これ、本ちゃんですよ、本番ですよ、訓練じゃないんですよ。この台風21号、すごかったですね。そこへ避難したいという人があらわれて、私で、こちらで判断できないからこっちに聞け。訓練なら、まだいいわ。本番ですよ。どう考えてもおかしい。とりあえず避難してきてくださいと。そこでまた判断しますからというのが筋でしょう、人間としての。能力欠けているんじゃないですか、判断の。どう思いますか、町長、任命責任として。あなたの責任ですよ。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ちょっと時間がかかっておりますが、今、人権本部会でさらに内容を検討しているところでございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 人権本部会でされている。これも9月議会に、人権課長、12月には報告できると思いますって、あなた、言い切ったじゃないですか。どうなんですか。いつまでかかるんですか。ここではっきりしておいてください。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 12月には報告できるということでお答えしておりましたが、いろいろな意見が本部の中で出ておりますので、まだまとめきれていないのが現状ですので、審議会にも諮りまして報告をまとめたいというふうに考えております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 いろいろな意見が出ているんですか。まあまあ、後々わかることですが。いろいろな意見を出しているのはあなたじゃないんですか。まともに判断してやってくださいよ。これはこれでいいですわ。さあ、次にいきましょうか。

それでは、次に、11月15日に区長会が開催されました。その前に皆様のお手元に配布してあります長寺区長からの要望書があると思いますが、それに照らし合わせて質問していきたいと思っております。なぜかと申しますと、私が勝手に自分の意見だけで言っていると思われるのは本意じゃありません。長寺区長の代わりに申し上げます。これはもちろん、長寺区長の許可ももらっております。要望の中で、区が使いたいときにセンターが使えないと、ここにも書いてあります。センターが建設された本来のセンターの目的は何なのか。なぜこのような要望書が出てくるのか。区民が非常時に使えない。何のためのセンターか。私の知るところでは、長寺地区の行政、安心、安全で暮らせる福祉の充実、部落差別に対する取り組み、地域の生活基盤の向上等、かなとも思いますが、もう一度、改めて確認の意味でお聞きいたします。セ

ンターが建設された本来の目的は何でしょう。何なんでしょう。教えてください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 大きくは国の要綱にも設置目的が書かれております。これは隣保館の設置要綱についてを厚生労働省が定めているもので、目的が書かれまして、設置運営主体は市町村が運営をするということが明記をされ、甲良町においては県の総合センター構想、今、総合センターという言い方をしておりますが、旧隣保館等々、教育施設も含めての総合センター構想になります。そこで甲良町としては、甲良町地域総合センターの設置に関する条例、そして運営に関する規則ということが前提になっておりまして、設置目的につきましても、条例において「社会福祉法に基づく事業および国民的課題としての人権および同和問題解決のための総合的な事業を推進するとともに福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる地域総合センターを設置する」と、そして条例の中には「総合センターを広く地域住民が利用できるよう運営しなければならぬ」ということがうたわれているところでございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。確認のためにお聞きしました。ということですね。全てそのとおりです。先ほどの質問とダブるところがあるかもしれませんが、避難所として町が指定していても、肝心のセンターが避難所としての役割も果たしていない。そう書かれております。事務所も鍵がかかっている。いざというときに応援要請もできない。区民向けの放送もできない。また、区の役員会や区行事の区内の安全管理に支援がない。会議も自由に開催できない。区民の自立を言っているなら、もっと区民が使えるように積極的にかかわってほしいものですが、どうでしょう。間違っていますか、私の言っているところは。私と区長がしていることは間違っていますか、おかしいですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 要望書、区長さんからいただいて、それから内容についても15日、区長会でその後も区長さんと生の意見交換をさせていただいたところでございまして、今後の改善に向けて準備をしているというところでございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 生で聞かれているんですね。だから、私の言っていること、間違っていますか。そこをお答えください。まともなのか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 まあまあ、書かれているとおりで、区が使いにくいということは

はっきり申し上げております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 じゃ、これが職務怠慢じゃないですか。これを職務怠慢というんですよ。これを職務怠慢と言わず、何と言うんですか。怠け者イコール職務怠慢じゃないですか。わかっている、鍵、あけに来ない。避難所の役割になっていない。何ですか。おかしいねえ。何も私は、私に人事権ありませんから、かえろとか何のとか、そんな意味で言っているんじゃないんです。あなたの、町長、指導が悪いんじゃないですか、上司としての。総務課長、どうですか。言っても、聞かないのか。本人、聞く耳持っていないのか、どうなんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと具体的にこの件でどうのこうの言うのは、本人とはまだしゃべっておりません。ただ、区長会なりの要望で実際こういう意見が出ていますので、区長会に、秋の区長会については全部の部署、特に管理職も出させていますので、いろんな意見が出て、総合的に考えていかなあかんことも出てきますので、とりあえずそれぞれの課長は、地元の人はこちら思ってくれているというような認識は持っていますので、今後具体的な方策については課長会なりで協議なりをしていきたいとは思っています。

○丸山議長 総務課長、その課長会で開いたことを言うてあげたらどうや。課長会でやってんのやろ。課長会で開いたこと、説明したらええんちゃうの。

○中川総務課長 すみません、区長会です。区長会に全課長と、私、出ましたので、秋に。当然、こういう要望が出ていますので、趣旨やはわかっていますので、そういう認識を持っているので、今後、その区長さんの要望に対してどういうふうに対応していくかというのはまた課長会で議論をしていきたいとは思っています。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よろしくお願ひしますわ。もう、こんな。私がしているんちゃいます。長寺区長がやってくれ言うから、やっているわけですわ。指導力を発揮していただきたい。何か文句あるみたいですよ、議長。何か答えさせてください。何をぐたぐたもめてはんのや。前代未聞やな、これは。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 今、町長、総務課長からご説明がありましたけれど、鍵のあけ閉めについては要請があったときにはさせていただいているというふうには聞いております。確かに議員が言わはるように、事務所へ入れないという現実がありますので、そこら辺の使い方については今、町長、総務課長が言いましたように、どういうふうにとらいたらいいかということは今、これから



区長とも話をし、実際の使いやすさについては話をしていくということは聞いております。あと、先ほど、町長が言いましたように、センターができた経緯ということを含めて説明がありました。そのあたりも考えながら、事業のお手伝いもさせていただいているというふうには聞いております。

以上です。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは言いますが、今の長寺館長の前館長は誰でしたか。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 私です。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 これ、今現在のことを言っておられるだけじゃないんですよ。多分、町長も聞いてはると思いますけど、前の館長のときからそうなんですと聞いております。高橋区長から。じゃ、あなた、あなたと今の館長、2代続けてこうなんですよとされているわけです、私は。ああ、なるほど、悪い方の連鎖してしまっているわけだなと。今の館長だけじゃない。あなたのこととも言うてはりましたわ。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 区長さんもかわりまして、その前の区長さんのときからも鍵の預かりについてはご相談をさせていただいて、鍵は区長は持ちませんので、必要なときにあけてもらいたいというふうには聞いておりましたので、そういう対応をさせていただいているということでございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 けど、今の区長は前副区長なんです。長寺区、よそは知りませんけども、副区長にまず任命されて、その方が自動的に次の区長になる。だから、あなたの館長のときは、今の高橋区長は副区長だったはずですよ。だから、よく見てはるわけです。副区長のときも、自分が副区長のときの館長もそうだった。私が区長になったときの館長もそうやと。そう言われているわけです。それ、言っておきます。私が言っているんちゃいます。高橋区長が言っているんです。お間違いのないように。これが職務怠慢ということですよ、皆さん。よくおわかりだと思います。

次にいきます。一生懸命頑張るってやる。笑い過ぎますわ。

議長。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ゆず公園の管理運営の協力、また「ゆずのだいどこ」の管理運営の支援協力を要望しているが、その対策についてお聞きします。私は昨年、この施設を建設することについて、議会前に支援協力要請をさせていただき

ました。ある程度の予測もしていたから積極的に質問させていただきました。  
今回、長寺区の要望にこのようなことが書かれているということは、全く協力がされていないように思われますが、いかがですか。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 今年度につきましても、交付金による運営支援、行っております。また、今後も引き続き運営支援ができるように検討してまいりたいというふうに考えています。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 本町、こちらとしては運営支援していただいているのはわかっているんです、私もよく。だから、長寺センターとしての側面の支援がないじゃないかと。後で質問しますが、呉竹センターとえらい違いやなと言われているわけですよ。そこを聞いているわけですね。じゃ、センター館長と連携して、何でも全て産業課長に丸投げされているわけですか。私は知らん、あんた、やってきてと言われているわけですか。どうなんでしょう。そのように見えますけど。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 交付金の関係がありますので、担当としては産業課が今の「ゆずのだいどこ」については担当しておりますので、施設のとかいいうのも「ゆずのだいどこ」でほぼ管理もしていただいておりますので、センターとのこういう兼ね合いということに関しましては、特に私どもとしては産業課としては関係というか、連携は特にはしていないというのが現状です。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ごめんなさいね、苦しい答弁させて。もう、いろんなところに影響が出ていますね。

それでは、3番目の呉竹センターの当初と現在の梅公園の管理へのかかわりはどうか。なぜ同じように協力できないのか。呉竹センター館長は今日はお見えになっていませんね。ごめんなさい。代わりに誰か答えていただけますか。呉竹センターの館長にお聞きします、つもりでした。梅公園ができたころの地元住民とセンターのかかわりについて、どのような協力体制でおられたのか。また、今現在、どうなっているのかお聞きします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 呉竹館長にもお尋ねして聞きました。呉竹の梅林については、区長さんの委託のもとに呉竹むらづくり委員会が管理運営を行っているということでございました。そこでセンターのかかわりではありますが、両センターとも館長、教育身分の先生、それから嘱託職員2人という4人体制、両館とも4人体制になっておりまして、呉竹センターは嘱託職員の地域活動担当の

職員さんがお手伝いをする、通知文書をしたり、事務書類の整理をしたりという事務補助をゆず公園では行っているという状況でございます。一方、ゆずでございますが、同じくゆずの管理は長寺区が行っておられまして、そして「ゆずのだいどこ」という加工所ができましたので、そちらは一般社団法人が運営主体ということになっております。今、産業課長が申しました地方創生の交付金、拠点整備の方でやっております、産業課が窓口になっておりますので、長寺の館と区の関係について、呉竹ほどの連携はできていないということでございます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 長寺は呉竹ほどの連携はできていない、それをお認めになられました。だから、それはあなたの責任でしょう言うねん。なぜ長寺センター館長は呉竹の館長と同じような行動とれないのか。それをこの中で、要望書の中で言っておられるわけですよ。それは指導力がないからじゃないんですか。そうか、本人の能力がないのか。どちらともなのか。どうなんですか、町長。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そのことも含めて、区からの要望含めて、センターの利活用、全体の中で区との連携については今、現場でも調整をしております。こちらからも指導していきたいというふうに思います。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よろしく願いますよ、指導を。今お聞きしたように、同じような協力体制でよろしく願います。

次にいきます。社会福祉協議会が受託しているデイサービス事業について、社会福祉協議会に事業継続については再度協議していただけるよう、我々総務委員のメンバーも検討していただいていると思っていたんですが、きのう、おととい、全協で何か弁護士さんを入れてきはったと。もの言うなら弁護士通じて言うてこいと。そう、きはったみたいですけど。ということは、やる気がないというですよ、もう、向こうは。勘弁してよと。逃げてはるわけや。どうしたらいいんでしょうね、これ。デイサービス、宮寄、何とかしろと私、がんがん言われているんですよ。お前も年いったら世話になるんやぞと。そらそうやと。確かに。甲良町にデイサービスなかったら、社会福祉協議会、要らんやないかとまで言われています。今後の見通し、どうしはる気ですか。その後の進展、どのようになっていますか。よろしく願います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 10月の総務民生常任委員会の中での意見を出させていただきました。また、11月には区長会の中でも、住民からの継続してほし

いという意見があるということで、要望書が出ております。町といたしまして、住民が社協のデイサービスを望まれているということなので、定款による評議委員会に議題として取り上げていただくように現在申し入れをしております。それは町としてではなく、社会福祉協議会の評議員として保健福祉課長が入っておりますので、その部分から出させていただきます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そうですね。福祉課長が評議員としてメンバーに加わっている。全協でも説明がありました。がんがん言うてくださいね。これ、ほんま存続の危機。もう風前の灯火じゃないですか。誰が聞いても。ああもうできないんやな。それではあきませんよ。私ら、やっぱり町民の代表として議員させてもらっています。だから、その声を伝えなければなりません。どうすんやと。甲良町にデイサービスがなくなるって。そんな、前代未聞ちゃうかと。他町にそんなことあるんか。そこまで言われているわけですよ。だから、のうのうと福祉協議会、デイサービスしないのやったら、のうのうとあそこに置いとく気か。そこまで言われています。どうなってるんやと。こら、行政にどうなってるんやと言われても、向こうがせえへん、もうしゃあないがなと言われたらそれまでですけども、やはりそこは最善の努力を尽くしていくのが行政の仕事だと思います。今後の展望、町長、どうですか。会長とお話されて、どうだったんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今の状況は保健福祉課長が説明したとおりであります。この区長会を開く前に、書面で議会全員の町民要望ということもありましたので、町といたしましても再度検討いただきたいという書面を出しましたが、そのときにはもう弁護士へ相談しているという状況で、今後は弁護士というふうな状況の流れに、社協の方はなってしまうておりました。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ですね。もう逃げの一手ですね、社協は。弁護士を入れて、物を言うてこいって。なんか法廷戦争みたいに。だから、もう二度とあのような委員会にも出ていかないし、もうごめんやと、針のむしろに座らされているような、内部で決めたことを覆されるような委員会には出ていきませんよという姿勢ですね。困ったもんです。さあどうしたらいいでしょう。これは私だけの意見じゃないと思います。全議員の総意だと思っております。ここは、時間がもう少なくなってきました。私の一般質問の時間も少なくなってきましたが、それよりも、来年の3月いっぱい契約切れるわけですよ。何とかそれまでにもう一度再考できるよう、弁護士を通じてでも、やってもらわなければならないと思っております。よろしく願いいたします。

以上で、質問の全てを終わりますが、最後になりますが、今後も議会と綿密な連携をとっていただき、よりよい甲良町政をともに築くため、行政の対応を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

次に、11番、西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 では、よろしくお願いたします。

子どもを取り巻く環境、学力などの課題が一般質問で議論になり、松田教育長の教育に対する熱い思いを語っていただきました。しかし、現町政の現状は肝心なところで、うそ、隠蔽に終始しているのが現状ではないでしょうか。個人情報流出事件では、一番に迷惑をかけた請求者におわびはしないどころか、返還を求める書面では、間違っ流出してしまった事実さえも書かれておらず、請求者に責任があるがごときの文面になっています。行政全体の責任、個人情報を輪ゴムの中にセットした職員、個人責任でさえ明らかにできない、潔さが全く見えない甲良町行政で、子どもたちの健やかで仲間を大事にするという教育を語る資格があるだろうかと考えてしまいます。深い深い疑問が湧いてくるのは私だけではないと思います。町民の規範を示す先頭に立つのが町長であります。その町長の政治姿勢を根本から問うていきたいと思います。ここに至っては、きのうも建部議員が素養を持ち出して、野瀬町長の過去の状況、それから不祥事にかかわった疑惑、建部議員は「疑惑ではない、確信だ」と述べていました。きのうの関西テレビ、カンテレで6時台のニュースに、最後に放映をされています。そういう点でも今、しっかりと野瀬町長が自分の立ち位置をわきまえる、こういう指導力を発揮する役割を求められていると思います。

1つは、去年の町長選挙にあたっての借入金、少なくとも400万円について重大な疑惑が指摘されている問題です。選挙運動収支報告の義務づけをどのように認識しているのかを問います。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 今、西澤議員からいただきました質問でございますけども、選挙運動に関する収入および支出の報告書の提出は公職選挙法第189条に規定されておまして、義務づけられていますので、法律にのっとり、提出しなければならないものと認識をしております。また、同条第3項では、報告書には真実の記載をなされていることを誓う旨の文書を提出しなければならないと規定しておりますので、野瀬喜久男氏の報告書には「出納責任者から報告書は真実に相違ありません」と記載されておりますので、当委員会といたしましても、提出された報告書は真実であると認識をしてお

ります。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 町長の認識を問うていますので、よろしくお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 選管委員長も述べられたとおり、公職選挙法に基づいて、適正に処理をするというのは基本中の基本でございまして、そのとおり報告をしているものであります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私は真実を語るべきではないかというように思いますが、あの報告書に、町長として真実が記載されている確信をもって、この場で、公の場で、公開の場で言えるのでしょうか。お答え願います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 冒頭に言われました400万円という数字であります。このことに関してはプライベートに係ることでありまして、選挙とは関係ありませんので、答弁差し控えさせていただきます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 10月の臨時議会の全協では、「この問題ではお答えしません」、これを連発されました。説明責任を果たす必要があるんですよ。これは町政のリーダーとしての、政治家としての役割です。11月11日付で選挙管理委員会に回答をされています。どんな回答でしたか。お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 1つは、報告書については間違いがありませんという趣旨の内容。2つ目は、今言いました、プライベートなことであって、それ以外のことについては関係がありませんという趣旨の記述をした書類を出しました。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その回答書にも間違いはありませんか。真実が書かれていますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 間違いありません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 本当にそうでしょうか。報告書の食料費を閲覧しますと、1,900円となっています。本当にそんな金額で済みましたか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 報告書に間違いありません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、情報提供がありました。町長が借り入れをされた先の方

であります。これが回答書ですね。これは選管長からいただいております。それで、食料費1,900円と書かれている、事実でない証拠書類を届けていただきました。その合計は、これ、選挙の期間中、選挙の前もありますので、選挙費用に使った中身も含まれていないものも、見ますと、あります。しかし、合計が51万4,513円になります。7件から領収証が、写しが寄せられています。1件は2万1,179円、提供者の名前は伏せておきます。2つ目が2万4,595円、3つ目が2万4,000円、もう一つ、次のが19万4,400円。これは選挙中であります。10月27日付の領収証になっています。領収の様は、野瀬喜久男様となっています。そして、もう一つも、野瀬喜久男選挙事務所様となっています。11月20日ではありますが、12万6,760円。こういう領収証であります。それぞれ確認がされて、情報提供がありました。議会で取り上げさせていただいてよろしいかと、オーケーをいただいた資料です。都合上、相手さんの名前は言う必要がありませんし、言うものでもございません。こういう偽りの報告書、そして偽りの回答書ですよ。どうなんですか。お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そのことに関しては承知をしておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 野瀬町長が承知をしていない。そうすると、誰の役割、誰の責任で出資して、領収証を受け取っているんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 確認しておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、この総額、51万4,513円は支出に上げるとともに、先ほど言いましたように選挙中でないものも含まれています。だけども、総括して言います。寄付金ないしは借入金で計上しなければなりません。Aさんとしておきます。Bさんからも200万円借りられています。Aさんからも200万円超えています。120万円と100万円をお貸ししたそうです。これは証言をマスコミにされています。すると、これ計上しますと、収支は132万8,125円になるんです。81万円ほどを収支報告書に記載されておられます。この総額も誤りになります。これは虚偽の報告書であることが明らかではありませんか。町長として、また、選挙を戦った候補者としての、公選法を守る義務を外している、違反をしている。これが事実じゃないですか。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 確認ができておりません。

- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 そこで、選管委員長にお尋ねします。公職選挙法違反の疑いが具体的かつ根拠が明確で、疑いが生じた場合、選管は告発の義務がありますね。これは確認できますか。
- 丸山議長 選挙管理委員長。
- 村岸選挙管理委員会委員長 先ほども申し上げましたように、選管といたしましてはこういう違反、選挙活動あるいは選挙運動で法に反する行為が行われた場合におきましては、取り締まりは捜査当局、また事実認定および違法性の有無につきましては司法が行いますので、町選管といたしましては、これは追うことができませんので、そういうことでございます。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 甲良町は選挙管理委員会委員さんは公務員にあたる。この見解も認められないんですか。
- 丸山議長 選挙管理委員長。
- 村岸選挙管理委員会委員長 今ほどの件につきまして、もし、今ほど、先ほどの要請書が出ましたし、今回もそういうことで要請書が届きました場合には、町選管といたしましては越権行為にならない範囲内でどのように対応できるか、事案ごとに委員会を開いて審議をしていきたいと思っております。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 ぜひ事実関係を確認して、疑いが生じた場合、告発義務が課せられていますので。刑事訴訟法第239条第2項では公務員の告発義務を定めています。239条の1項は「何人も」と、犯罪を思料した場合を書かれています。第2項は「官吏又は公吏はその職務を行うことにより、犯罪があると思料するときは告発をしなければならない」。犯罪の状況、犯罪の疑い、犯罪の思惑を見た場合、感じた場合、聞いた場合、告発をしなければならない。これ、義務の表現ですよ。ここは確認できますか。
- 丸山議長 選挙管理委員長。
- 村岸選挙管理委員会委員長 100%、それが确实やということになれば、またそのような対応をしていかないといけないと思っておりますけども、もう一つ、100%確認がとれないという段階で告訴・告発を行ってきますと、刑法第172条、いわゆる虚偽告発罪にも抵触をいたしますので、慎重を期したいと思っております。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 今、取り上げましたように、野瀬氏からの回答、11月1日付の回答、そして収支報告書と矛盾する、事実でない事実が出てまいりました。3日前です、このことが届けられたのは。そういうことですから、これは告



発をすることを向けて、義務が課せられていますので、厳正な調査と厳正な対応を要請しておきたいと思えます。そこで、プライベートにかかわることであり、選挙運動費用に関するものではありませんと回答をされていますが、これ、間違いありませんか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 間違いありません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 K氏の借入、返済にあたって、手紙を添えて郵送されていますね。

11月6日付の手紙であります。そこには、例の借入金は、平成29年10月19日に無理申し上げ、借入させていただいたところだと書かれています。まさに昨年の町長選挙告示の5日前じゃないですか。5日前に借りたお金が選挙費用じゃなくて、プライベートに使った。これがどうして町長選挙に関係のないプライベートと言えるんですか。お答え願います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 プライベートだから、プライベートと申し上げております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 あくまでプライベートだと言い張るなら、あなたの支援者にもうそをつき、裏切ったことになりませんか。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 プライベートのことをございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 いや、違うでしょう。Uさんはもう1人の方です。返済を迫ったとき、8月23日ですよ。何に使ったんやと尋問をしました。「選挙費用に使いました。私たちの公約、つまり私らに公約したことをちよつとも実行してへん。その努力がない。だから、もう返してくれと迫った。そのことは同席をした数人が知っています」。こういうようにも証言されていますよね。これ、町民はもちろん、あなたを資金で勝ってもらおうとした支援者にも、裏切ったじゃないですか。これ、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 プライベートのことです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 いや、説明になってないですよ。もう一遍。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 プライベートのことだから、差し控えます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 公職選挙法は選挙そのものが民主主義の根幹だとうたわれていま

す。それを守ることが義務づけられています。そういうことを、全く平気で行動しているということですか。資金も出した支援者も裏切っている。ここはどうなんですかと聞いているんです。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 それは申し上げているように、プライベートなことをございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、400万円のお金は何に使ったんでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 プライベートなことなので、お答えはできません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 首長は特別な義務がもう一つ課せられています。資産報告書を本年2月に提出をされています。ここに借入金は記載しましたか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 それはないと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 資産報告書を閲覧しましたが、土地、建物、車のみ。資産報告書には借入金の欄、株価、ゴルフ券などなど記入する欄があります。借入金は該当なしになっています。これ、間違いありませんか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 報告に間違いありません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、去年の8月とか、そして10月19日に借りたお金が記載されていない。これ、事実ですよ。認めざるを得ないんじゃないですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 それは選挙にかかわることではございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 首長は特別な責任があるということで資産報告。土地、建物、車、選挙にかかわりありますか。ないんですよ。ゴルフ券もないんですよ。だけでも、借入金、貸付金、そして現金や預金、報告する義務を課せられているんです。それを全く承知していない。これ、不思議なんです。野瀬町長は総務課の総務課長の歴任をされて10年以上の経験があります。しかも幹部職をずっと。昨日の建部議員の質問の中でも触れられていました。幹部職を渡っています。そういうことを知っているはず、知ってねばなりません。なのに報告書を書いていないんじゃないですか。借入金、記載されていません。もう一遍、教えてください。

- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 借入金は記載してございません。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 どうされるつもりですか。謝罪しなければなりませんね。そして、政治資金規正法の違反行為になります。どうですか。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 そういう認識は今のところしておりません。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 居直るつもりですか。偽りの資産報告書を提出し、偽りの収支報告書を提出している。どうなんですか。これ、400万円以上です。記入する必要、認識はございません。そんな回答で済まないですよ。どうですか。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 今のところ、そのとおりしか答えません。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 例の検討をしてからなんですか。それで、プライベートに使っても資産報告書の借入金の欄に記入しなければなりません。ならば、どこに記載したんでしょうか。次に、政治資金規正法に基づく政党・政治団体の収支報告書に資金の記載が義務づけられています。平成29年度、野瀬喜久男後援会収支報告書を手に入れました。これですね。これを見ますと、どこにも野瀬喜久男氏から、400万円超えて金額が記載されていません。これはどうなんですか。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 私の後援会の会計は報告にあるとおりでございます。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 それで、野瀬喜久男氏から、この記載は野瀬喜久男からと書いています。99万5,865円の寄付金が上がっています。この中に借り入れをした寄付金も入るか、借入金で記入するか、どちらか記入しなければなりません。ここはどうなんですか。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 自己資金だと認識しております。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 自己資金、それであれば資産報告書に記入しなければなりませんし、選挙運動の費用に使ったのであれば選挙運動報告書に記入しなければなりません。あなたの後援会の政治団体に入金をしたのであれば、そこに記入しなければなりません。3つともないんですよ。全くのうそ、でたらめがあなたの行為で明らかになっている。虚偽が明確になったんじゃないですか。

これ、3つともどこにも記載ありません。これは真実ですと書いたやつが全部うそになったんです。プライベートも、虚偽であることが明瞭ではありませんか。どう責任とられるんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 報告は事実のとおりだと認識をしています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これだけ事実を突きつけられても、最後、悪あがきになる、恥をさらすだけになるんですよ。証拠書類、あなたを支援して、自分も裏切られたというので、ここに至ったんですよ。私は政治的立場やその方たちの主張と同じではありません。しかし、真っ当な町政を真っ当な町長で運営してほしい、この思いは変わらないから、そこから外れた野瀬町長にもうやめてほしい。こんな疑惑を突きつけてきたんじゃないですか。そのお二人にどう対応されましたか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 それは個人対個人で対応することです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 あなたは町長ですよ。個人対個人じゃなくなりました。しかも、町長選挙で立候補の前に、8月、9月や10月、借入金をして、渡した本人は町長選挙に勝ってもらおうという意思を表明して渡しているんですよ。あなたも返済迫られたときに「選挙資金に使いました」と言っているじゃないですか。そういう点でも、これは法的にも、道義的にも、また政治的にも逸脱をし、違反をしている行為ではありませんか。3つとも。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 書面記載のとおりです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そう言わざるを得ない苦しいところなんだというように思いますが、あまりにも見苦しい。あまりにもみっともない。道義的にも、そしてから、もちろん政治的にも、法律上も違反になりますよね。そこで、そういう町長が1年経過しました。「行政力の再生」「町政を一新します」「職員力を高めます」。これが公約であるならば、このことが実現できるよう、何をどのように取り組んできたのか、質問いたします。

1つは、行政改革計画に基づいても、職員の服務に関する第三者委員会についても、町長みずからが検証して采配を振るわなければ、形だけつくっても魂は入らず、行政力の再生にはならないと思いますが、この掲げた公約、チラシ、はがきに大きく書かれました。どういうように進められて、どういうように変化がありましたか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 選挙にあたっての私の抱負であり、いわば公約と言うても過言ではありませんが、そういう目標で甲良町の再生に挑むということを申し上げてまいりました。平成29年度の後半から就任をさせていただいて、今現在は内部課題を中心に取組まざるを得ないという状況でございます。それに終始をした1年であったと言っても過言ではないと思います。課題整理を速やかに終わられるよう努力をし、それがサービスの第三者委員会の報告になると思います。その後は町政進展めざしてさらに頑張りたいというふうに思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 課題整理ですね。行政改革、サービスに関する第三者委員会、これ、町長がみずから職員の状況、それから行政改革の状況、そしてどう進むべきかを方針持って、幹部職員とセッションしていく。このことが大事じゃないですか。町長みずからやる。これからどうなんです。第三者に任すということでもいいんですか。議会の中でも6月議会、そして7月の臨時議会でもそのことが論議になりました。どうなんでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 このことに関しましても、議会と十分議論をし、第三者設置委員会の内容についてもお認めをいただいて、第三者的に客観的、公平に、各セクターの圧力がかからない中で調査をいただくということでもありますので、こちらの方が適正であるというふうに思って、第三者委員会の調査をしてもらっているところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 コンサルタントや弁護士に依頼をして、出てきた報告書、出てきた方針書に魂が入りますか。どう考えているんですか。町長が苦勞をして、聞き取りをしながらみずから作成をする。町政の方向、方針決めるのは町長じゃないですか。そのつもりで立候補し、多くの方の支援を得たんじゃないですか。これでは魂入らない。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 客観的な報告に基づいて、おっしゃいました方針・指針を決めるのは町長でありますので、そういう基本線で臨んでいきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この公約に反する事情がつい最近、露呈をされてしまいました。個人情報流出事件について、端的で危機管理のないことがあらわになったと思います。流出の経緯が不明との結果が去る4日、全協で発表されました。町民はあきれられるばかりです。流出の決定的で核心に迫る尋問が職員に対して、

とりわけ税務課と企画監理課にできないことを暴露してしまったんじゃないですか。それはどうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 これについても、初期対応、初期の内部調査は全協で報告させていただいたとおりでありますので、原因が不明であるという状況でございますので、それに向かって解明をしたいと思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 着服事件の教訓が全く活かされていないですよ。町長の指揮監督は今のところ通用していないと感じています。町長以外の誰かに肝心の権限を握られているのかと、そうも思わざるを得ません。ここはどうなんですか。町長が、ピンポイントですよ。21日には税務課から企画監理課に移った。それで金庫に保管をしている。そして、22日に請求者があらわれるのを待って対応しています。この間ですよ。誰がやった。全体責任はもちろんあります。同時に、個人責任を明らかにする。そうでないと、経緯はわからない。こんなこと、議会に報告する。恥ずかしいじゃないですか。しかも、きのう、ヤフーニュースで、今日見ましたが、山形県の山形市、1万人の住民の個人情報、ふるさと納税の金額、住所、氏名、年齢、全部が流出した。これがヤフーニュースに載っていました。謝っています。そして、流出させた、ミスをした、ミスかもしれません。過失かもしれません。けども、その職員は処分をすることが発表されています。これ、どうなんですか。その山形市の1万件、甲良町は513人です。幸いというか、他に漏らすことがない状況になりました。安堵する問題じゃないんですよ。そういう情報は請求者以外にも流れている。管理が甘かったらそういうふうになるんですよ。金庫に入ってあったものでさえもそういうふうに出ていくわけですから、どこを信用していいんかと、町民は思います。きっちりと全体責任と個人責任、明らかにしなければならないんじゃないんですか。私たちの党もそうです。全体の責任をとると同時に、その罪や過ちを犯した個人はやはり個人としての責任は問われます。明らかにしなければなりません。役場も大きな組織です。大きな組織で町民の福利厚生を前進させる役割を持っています。その中で、1人の個人が、1人の職員が過ちを犯して、全体が不信を持たれる。こんな理不尽なことないですよ。小島の事件はそうでした。彼をしっかりと告発をして、全体をきれいにする。今回も同じじゃないですか。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 非常に申しわけなく、重大な事件だと認識をしております。さらに議員ご指摘の原因究明っていいですか、真の状況を見きわめられるように

調査、引き続いて行っていきたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 かかわった職員が特定できず、かばい立てするつもりなんですかね。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 決してそういう気持ちではありませんので、どこにどういうことであったのかという特定ができるまで続けて、この問題の対応にあたっていきたいと思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 流出が明らかになったのが11月27日、そしておわびをしたのが28日でした。そして、全協があります。一週間ほどのスパンがあります。その間に調べられない。4日には、経緯がわからないという報告です。こんなことで役場の危機管理ができているんか。誰もが不安になりますよね。そこはどのように受けとめておられますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 申し出をいただいて、事実おっしゃるとおり27日に承知をしまして、直ちに記者発表は翌日ですが、し、さらには職員の内部調査を開始して、今を迎えているということでございますので、今の状況は報告させていただきましたが、それ以降、進展するような調査をやっていきたいと思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、どこまでやってもわからないというのが実態になってくるかなど、否定的な観測を持たざるを得ないんですが、まずは1番目の被害者である請求者に、まずおわびをする。これが当然のことではないですか。それができていない。冒頭でも言いました。そして、記者さんも尋ねられましたし、きのうの4日の全協でも議員が町民の513人におわびをするのが当然ではないかと指摘をされていますが、まず解明をする前に、迷惑をかけた請求人、そして流出の不安を与えた513人におわびをするというのが筋じゃないですか。町長としての、また行政としての態度じゃないですか。どうされますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 名簿の記載者513人については、幸い公務員の方で、流出を防いでいただいておりますので、それはさらに検討するとして、開示者については、遅くなりましたが、お出会いしたときに口頭でおわびを申しあげました。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 常識的な解明も、そして過ちのおわびもできない。もはや町長の資格はないと言えますが、どうなんですか。どう考えますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 誠心誠意、私の職責を全うするように頑張っていきたいと思えます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 情けない話だと思います。

次に進みまして、とりわけ税務の信頼に、回復に取り組んだと胸を張れる状況か、そしてどんな認識で何を職員に指示をしたのか、具体的にお答えください。そして、3つ目、③です。税務の混乱回復を着眼した人事配置・管理ができたと認識をしていますか。お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 11月15日の行政報告にありますように、冒頭、公金着服事件のことについてを掲載させていただき、この間、3年という費やしをしておりますので、そのスピード感がなく、3年も費やしたということへのおわび、さらには、ようやくここにきてデータ整理ができたということの報告をさせていただきました。データ整理のさなか、過去の算定事務に経過であります。着服者の被害額確定の方が途中からデータ整理よりも優先をされて、監査委員さんの認定の作業がありましたので、さらに時間がかかったということございますが、ようやくこの11月をもって未納データの整理が完了しましたので、これからは徴収事務を再開して滞納整理に努めていきたいということをおっしゃっているところがございます。人事の配置については、未納データの整理に向けて職員一丸となってデータ整理をいただきました。適材適所の配置だと考えております。

○西澤議員 ③にかかわって、本年4月の定期異動の前、これ私、疑問が胸に残っていますので、この場でお話をしますが、異動の前、副町長設置の案件だったと思いますが、何の案件だったかというのは記憶にちょっと消えて、薄らってしまいました。私の自宅に来られた際、帰りがけに「職員絡みの人事配置や」云々とぼやいて帰られたんですね。末尾は聞こえませんでした。けれども、「議員絡みの人事配置や」とぼやいていたんです。このように、ぼやくように言ったことを忘れられません。何のことかいなど。覚えておられますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 全く覚えておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ふたをあけてみれば、つまり人事異動の表を見れば、2, 0 0 0



件データを消した疑惑のある職員は異動がありませんでした。ぼやいたとおり、適材適所とは矛盾した配置だと受けとめました。先ほど適材適所、町長の口から言われましたが、それで合っているのでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 はい、適材適所でございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 あの発言、愚痴のようで、私へのシグナルのような、あの発言、忘れられないんです。議員らの頭が上がらないのかという告白を受けたように思いましたが、そういう思い、そういうぼやきは別の言葉でも言っています。野瀬カラーが出んと言われていています。これも、ぼやきのように、ある懇談の終わりしなとか、懇談の最中にぼやぼやっと言います。これがそういう自分の自責の念をあらわしたのですか。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 断片的にそういう発言はしたかもしれませんが。しっかり私の気持ちを整理しながら前へ進んでいきたいと思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、次に進みまして、行政報告11月15日付の問題についてです。まず最初にこの件については、野瀬喜久男政治報告書ではないかという電話がいくつもかかってきました。公費で支払いをする、こういうようになっているようではありますが、これ、公費負担には大変違和感が強いんです。顔写真、もちろん町長ですから大丈夫だと思いますが、野瀬喜久男政治報告書として、野瀬喜久男個人で出すべきではないですか。そう思いますが、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 あくまで町政、行政報告という形で編集をし、出したということでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ①、②の件については時間の関係で割愛をしますが、これ、おわびが書いています。一片のおわびで済ませる問題ではないんです。野瀬町長の就任後、直ちに着服事件はもちろんの上、徴収事務の開始を指示すべきではなかったのか。そうすれば、平成29年度の不納欠損がこれほど膨大にならなかったと考えられます。現状改善のための指示を怠ったというのが現状ではないですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 この件に関しましては、継続的な事務整理がございましたので、経過報告の裏面にあるような経過をたどってまいりましたので、今までかか

ったということでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題は、監査請求書が40人から出されています。私は監査請求だけでは足りずに、裁判に、行政訴訟に移行すべきだと考えていますので、その準備も始めています。そういうことで事実関係を明らかにしていきたい。野瀬町長のかかわり、野瀬町長の指導がどうだったのかも明らかにしていきたいと思っています。もちろん、前町政のときの状況も明らかにしていかなければなりません。今や野瀬喜久男氏を町長にと選んだのに、誰かに動かされている。こんなことだったら、しかも優柔不断、町長の三大権限、予算編成権と予算執行権、人事権が公正に保たれていないことが、私は明瞭になっているというように思いますが、これほどの不幸は、町民にとって、ないんです。野瀬町長だといって選んだのに、野瀬町長は全く指導力、リーダーシップ発揮できない、していない。こういう状況ではないですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 冒頭申し上げました、課題整理の1年だったというふうに思っておりますし、このことはダイナミックなという表現もいたしましたので、そうなるように、さらに頑張りたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 続いて、社協のデイサービスからの撤退問題にいきます。1はわかりました。2のところですね。町が事業から撤退を決めたのに、社協は「決めた」とは別の理由、これは10月19日に西川議員の同席を得て、懇談をしたことがありましたが、そこでも保健福祉課長からも聞かれましたが、こういうことがあるんでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 社会福祉協議会がデイサービス事業から撤退したという意向が出されました。そのことをお話したと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 いや、私の聞いていることは、その撤退以外にも、町として継続を求めないし、あそこをデイサービスに続けたいという点は別の理由があると。あるんじゃないですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 別の理由ということですか。甲良町の介護保険事業につきましては、計画でも出しております。その中で、社会福祉協議会のデイサービス事業の撤退ということが29年度から話が出ておりましたので、そのことについて、町内部の方で何度も協議をして、繰り返していたということはお話ししたと思います。

- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 あのとき、デイサービス、社協が撤退をすることを前提に、決まったこととして町に通知がありましたので、それを受けて、健康推進の全体の甲良町としての場所として使っていきたいというように言われたんです。これ、10月19日、西川議員も聞いておられます。そういうことも背景にあったのかなと思いますが、先ほど宮寄議員の質問に答えて、また全協でも町長が再開に向け、また、その社協以外の方法でも検討を加えていくということになっていますので、その方向、これをぜひ強めていただきたいと思います。どうなんでしょうか。
- 丸山議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 そのようにさせていただきます。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 ぜひ公的サービスを維持するという点で町民は大変期待をしております。そこで社協に対して町の監査委員による監査、根拠があると考えられますが、これも質問がありましたので、簡略にお願いします。
- 丸山議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 財政援助団体への監査は援助にかかわるものを監査が実施できます。また、指定管理に関しても、同じように監査に入ることができます。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 西川議員の質問に答えて、特別補助の対象は、当時、係長プラス専門員、福祉士と言われましたが、現在の次長のことでしょうか。
- 丸山議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 1名はそうです。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 ぜひ、総務委員会でも次長の対応が大変問題になって、ネックになっていることが議題に、話題になりました。その解決が必要です。そこで、人事の刷新、社協が継続しなければ、町の直営を早期に準備する必要があると思いますが。この2つは大事なところなんです。
- 丸山議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 社会福祉協議会の役員の選任は定款の第19条で、評議員の決議により選任されます。また、事務局職員については定款第33条に基づいて会長が任命されることになっております。人事についてはそのようになっています。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 監査によって人事刷新を勧告、つまりそのまま決定はできません

が、勧告する、その権限も監査員にあるのでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今ほど言いましたとおり、地方自治法の規定で、監査委員が必要がある場合、監査できるというふうになっていますので、必要があると認めて、当然監査をしたら、監査委員の意見は最終、公表されると思いますので、その公表にどう書かれるかのかなというふうに思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 弁護士を通じてしか話をしませんという通知が来て、私の懇意にしている弁護士に相談しました。その弁護士、土居弁護士ですが、福祉関係に大変詳しい。大津社協の顧問弁護士を長年やっておられる先生だそうです。ですから議会にしろ、それから町行政にしろ、土居弁護士さんと、そして社協の会長も入れて話を通じるということは十分可能だというアドバイスをいただいていますので、その線も進めていただきたい。どうですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 話し合いの方はさせていただきたいと考えます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、3つ目の人口減少問題にどう向き合うかです。激減と言われて久しいわけですが、ついに7,000台を切ってしまいました。その原因をどのように考えるのか、分析をしているのか、お答えください。2つに、税収の減少がその中で懸念されます。見通しはどのようになるのか、解説、説明ください。3つ目に、ふるさと納税制度にも影を落とす懸念が指摘されていますが、どういうようになるのでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 激減の原因について申し上げます。人口減少の激減の原因につきましては、一般的な理由としましては少子・高齢化、また晩婚化によるものということは明白でございますけれども、甲良町におきましては、近隣の市町の人口の流出が多いということで、そういった状態の中、流出をなされるという希望の多い方のアンケートの方をさせていただいたものがございます。このアンケートにつきましては、国土利用計画の策定のためのアンケートということで、他の町に移りたいという理由というのを、年齢別で見たところ、やはり若者世代の30代の方につきましては、約30%強の方が、他の町に移りたい理由につきましては、地域の行事の多いことや、負担となっていること等の理由等のこともございまして、そういったことが激減の理由ということと、宅地化の土地がないということが、激減と認識をしております。

以上です。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すみません。税収の部分ということで、申しわけございません。税収につきましても、やはり人口が落ちますと、やはり落ちるということで認識はしております。24年度、本町の決算における町民税につきましてもは約3億1,000万円ということで、うち2億6,000万円が個人町民税ということで、個人の町民税ということになります。約8割を占めておりますので、もしこれが、人口の減少が続きますと、やはり比例して落ちていくということで、認識はしております。人口規模がほぼ同じ多賀町では、決算全体では町民税全体が7億4,000万円で、本町の倍以上となっているということと、また、個人町民税は約3億円、そのうち個人の部分については3億2,000万円ということで、法人税が非常に差別的に4億円くらい多賀町の場合はございますので、こういった法人税についても今後は人口減少に伴って確保できるような取り組みを甲良町でも進めていかないとだめとは思っております。

また、ふるさと納税にも影響は及ぼすということで、そういったふるさと納税制度にもやはり人口減少と伴いまして、少ない人数の住民さんから、よその町に寄付をなされていくということで、本町の税収が逃げていくということも非常に懸念をしているところでございます。しかしながら、税収の方も、実際、過去の税収等を調べたところ、やはりふるさと納税に、現在はいただいている金額の方が多いということで、今後そういった納税制度についても積極的に取り組んでいきたいとは思っております。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ふるさと納税の5年間の出入り、推移をお尋ねしておきました。回答をお願いします。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 税務課でいいますと、町民の方が他市町、また県外にふるさと納税をした額になります。26年度につきましてもは、これ25年分です。25年分につきましてもはゼロです。26年度につきましてもは人数で6名。個人町民税でいいますと、控除額が19万円です。続きまして28年分につきましてもは人数が18名で、控除額の方が110万9,044円です。続きまして昨年分です、29年。人数が51名で、控除額が226万5,694円でございます。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 納税額の方の、受けた方の額です。25年度はゼロでございました。26年度は3,590件で、6,028万1,000円でございます。

いました。また、27年度は5,382件ということで、1億180万1,001円でした。また、28年度につきましても、5,272件ということで、1億895万5,261円ということで、このうちなんですけれども、977万7,220円というのは被災地支援分ということで、他の町に寄付させていただいております。また、29年度につきましては3,235件ということで、7,388万959円でした。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 やはり入があるから、喜んでばかりはられないという状況ですよ。年々推移が上がっています。そういう点でも、イメージが悪いと、外に。これはふるさと納税のエスカレートがありますから一概には言えませんが、そういう点でも次に用意していました、町長を職員が告発したことについても、それから来年度予算編成についても、またシルバー人材センターについても、文書で町長への回答書、要請書を提出して、回答を求めていきたい。議会での論戦はこれで終わらせていただきますが、いずれにしても先ほども言いましたように、町長のリーダーシップ、そして甲良町が公約のとおり再生をされる。再生というのは一遍潰れているわけですよ。その潰れている真の原因を明らかにして、その原因の解明と、そしてその原因の除去、ここに向かって私たちが議会も行政も心1つにして取り組んでいく必要を提起して、私もその一助を担って、微力ではありますが、協力していきたいと表明しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、4番、山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番、山田裕康です。議長に許可をいただきましたので、一般質問行います。急に寒うなって、来週にも天気予報では滋賀県北部で雪マークとなっておりますので、皆様におきましては健康管理十分していただきたいと思います。

それでは、先ほど宮寄議員が言われたように、私のチラシによって、ちょっと誤解を招くような、行き過ぎた点があったかということで、西澤議員の方にも苦情も行っていきますし、私の方もちょっと苦情も来ていますので、そういった点、真摯に受けとめて反省したいと思いますし、これからもチラシ

の方に關しましても大変甲良町のチラシにまた規制がかかったということもありますので、その点、注意していきたいと思いますので、これからも皆さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、1番のせせらぎデイサービスについてということで行います。この件につきまして、この前、総務民生常任委員会におきまして、また理事会等開いて、デイサービスのことを話し合うと言っていたんですが、開かれたか、また継続の方になってはその審議がどうなったのかをお聞きします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 総務常任委員会の後、理事会は開催されたと聞いております。その内容につきましては詳細はわかりませんが、撤退の決定は変更ないと聞いております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 その中身は全然こちらにも報告がないということですのでよろしいんでしょうかね。その資料とかも全然ないということと、行政からの要請があったという説明とかも、どのような状態でされたかということも、全然わからないということですかね。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 何もわからない状態です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これではやっぱり行政とのあれが全然ないということは、向こうがどうしているかわからないということなので、ちょっとこれは大変な問題やと思います。それでは、次の②なんですけど、やっぱり区長会などでも継続を望んでいる声、また町民からもあるんですけど、そのようなことを言われているということで、行政としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 区長さんはじめ町民の皆様から継続を希望される声を聞いておりますので、評議委員会の方で伝えさせていただきたいと考えております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。ところで、次に③のところに入りたいと思いますが、やっぱりこれは行政も継続に向けて努力していただきたいと思いますと思うんですけど、この点お聞きいたします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 評議委員会において、町民の声というものを伝えさせていただきます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 すみません。ここで、町長としてはっきりと答えていただきたいのですが。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 社協の対応は極めて硬直化というか、撤退についての変更はないというふうな意思表示がされておりますので、再度、保健福祉課長申しましたように、社協としての法人としての定款の定めに基づいた手続が今できていないということで、評議員の一員である保健福祉課長から今申し入れをしてもらっているところでありますし、もちろん町といたしましては、デイサービスについては指定管理者側でありますので、議会の声、町民の声、継続要望というのをふまえた行政対応をしていきたいというふうに思います。組織的には、全協で申し上げましたかどうかわかりませんが、介護保険運営協議会に諮るということになっていきますので、その事業をどうするかということ。そこでも協議会の皆様のご意見を早急に調整してみたいというふうに思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。この件はやっぱ町民の声が、皆さん断じて言っていますので、必ず継続の方という形で、そちらも頑張っていたきたいと思います。

続きまして、2番の方にかかせてもらいます。平成30年11月15日発行の町政報告について問うということで、先ほど宮寄議員も言いましたように、1番については5月の中ごろ、4人体制というのが聞かさせてもらったと思います。2番についての修復作業ですけど、ちょっと数日間というのがあるんですけど、これは限定した日付はわからないということなんですかね。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 2,000件については宮寄議員に答弁したとおりであります。あと残り4,000件というのは2,000件の作業終了後に約1,000件を税務課の職員が日常業務の合間に、6月中旬までに修復しております。そして、あと残り約3,000件につきましては6月17日から6月20日に修復をしているということです。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。ありがとうございます。

次に書いてあるんですけど、町長に聞きたいんですけど、「本来であれば直ちに修復するのが責務であったと考えます」とあるが、行政はどういうふうに考えているんですかね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 先ほど申し上げましたとおり、データ2,000件消えたという



ことが29年3月4日でございました。それから、消えたという報告が3月議会の全協で報告はされ、その後、今、税務課長申しあげました2,000件の2日間にわたる修復作業、それから、残った4,000件については6月末というふうなことでございましたので、時経過からいって、消えた時点での速やかな対応、それから、何で消えたんやという原因究明等々、その時点時点の対応が少し後送りになったなという実感をしておりまして、このことに対しても、行政としての処理が速やかでなかったという点については反省だというふうに思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今言われたように、反省ということで、もっと早くに町民に報告しなければいけなかったということもありますし、こちらの方もしっかりとやらなければいけないということを改めて思っただけければそれではよろしいかと思えます。

次の質問にいけますが、ちょっと全協の方、出ていなかったの、あれなんですけど、このことについては全協で話されていると思うんです。6,000件のデータを町政報告で言われてないですけど、全協の方でどういうふうに報告したのか、ちょっとかいつまんで、簡単でよろしいので、お聞かせ願えますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 足りないところはまた税務課長で補完をしてもらいますが、6,000件を含むデータについては未納データと言われていたやつと、それから、あと大規模データという言い方で、ここの行政報告の※印、①、②にも書かれておりますが、6,000件を含めて、全て全協で報告したとおりに整理作業が完了したということでございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。ちょっと出ていなかったの、すみませんでした。

それから次に⑤の方にいけますが、「徴収事務を行わないことにより、税法の規定により不納欠損処分に至ったことにつきましても、深くおわび申し上げます」とあるんですけど、やっぱりこのことは完全に町民の方に知らせているということで、認めているということではよろしいでしょうかね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 行政報告でも申しあげましたが、28年度、それから29年度、2カ年にわたって、1,000万円を超える、両方で約2,500万円だと思いますが、不納欠損処分を出してしまったということには間違いがございません。この間、申しあげておりましたように、データの整理、現地調査、

写真撮影等々やりながらやったんですが、いわゆる未納データについて混乱を招いて、それを整理しないと次の徴収に移れないということでありましたので、いったん、7月だったと思うんですが、徴収事務をストップするということが内部決定をされておりましたので、その間、結果として、こういうふうな欠損を起こしたということでございます。経過はそういうことでございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。こちらの方もやっぱりストップというのがあったんですけど、同時進行というのもありますし、また不納欠損に至ったということをきちっと報告されていると思うんですけど、このことはやっぱり重大なことになってきますので、そのことについても真摯に受けとめてほしいと思います。

次にちょっと私の方も関係してくるんですけど、個人情報保護について問うということでお聞かせ願いたいんですけど、町長、この件、始まる前に私に何も言うことはありませんかね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 お出会いのすれ違いで、簡単なおわびになってしまっておりました。開示者については、非常にご迷惑をかけましたことを改めてこの場所でもおわび申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。それでは、質問に入りさせてもらいます。1番の個人情報について、取り扱いの方はどのようになっているのか、お聞きします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すみません。このたびはご迷惑をおかけして大変申しわけございません。マニュアルにつきましては、個人情報の保護条例施行規則に基づきまして甲良町個人情報保護事務要領を定めております。マニュアルにつきましては、全職員の方にこのようなものを配布させていただいている状態でございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで次、2番ですけど、その資料もちょっと1日限りだと無理だったんですけど、各課において個人情報の取り扱いはどのように徹底されているのか、お聞きします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 先ほど申し上げましたこのマニュアルに沿いまして、事務取扱要綱を定めて、各課の方にも徹底をお願いしているところでございま

す。そういったもので、保管の定義、そのあたりについても記載されておりますので、それに従って、していただいているところでございます。

以上です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ここに置いて、資料の方、読まさせてはいただいていたんですけど、金庫に入れていたというのはあるんですけど、金庫に置いて、金庫というのは重要なものです。金庫の開閉記録というのはどのようになっていたんでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 鍵付きのロッカーということで、開閉記録というものは企画監理課においては作成できておりませんでした。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 個人情報を入れているロッカーということなんですけど、それではやはり金庫の中じゃなしに、ロッカーということですね、そこに個人情報の資料を入れていることでしたら、その中に、やはり誰が出したか、誰がいつしまったか、こういったことも書いた資料も置かなければいけない。これが徹底した管理やと思うんですけど、その中でやはり書類がいつ出されて、誰が出して誰が戻したという書類の整理簿みたいなものというのは徹底されていたのでしょうかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 申しわけございません。役場が取り扱う個人情報については、非常に莫大でございまして、基本的に多数、ほとんどのものが個人情報というような形のものになります。そういったもので、重要なものについては、そういった記録簿もございますけども、全てのものがあるというものではございませんので、申しわけございません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それでしたら、その出された資料というのは重要な資料と私は思うんですけど、その取り扱いの現状というのはどのようになっていたんですかね。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 このたび税務課の資料が流出した件につきまして、大変申しわけございませんでした。今回流出した資料につきましては、鍵付きロッカーに入れてあります。今、議員が言われるように、記録簿をとっているわけじゃございませんが、毎朝鍵をあけて、夕方には鍵を閉めるというところでございます。また、その個人情報が入っていた鍵付きロッカーというのは、別の鍵付きロッカーをあけた上で、そこにその鍵を保管し、そのカギを使

ってあけるというように徹底をしておったものでございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今言われましたんですけど、そのあけ方にも、複雑にあけな  
いかんということなんですけど、このことは1人で全部できるものなのか、  
それとも誰かの許可をもらって、そこをあけて、やらなければいけないのか  
というのはどういふようになっていたんですかね。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 鍵のあけ閉めにつきましては、税務課の職員ができます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 税務課が全員できるということでしたら、この管理の方法も  
またこれ、問題が出てくると思います。普通、鍵は最初にあけるとするので  
あれば、みんながいつでもあけて取り出せるというのは、鍵がかかっている  
という意味がないと思うんですね。やはり課長なら課長に鍵を預かって、これ  
からこの資料を出しますとか、そういうことも決まっていなければ、いつこの  
資料がなくなっていたかもわからないということになりますと、これ、やっ  
ぱり重要なことになりますので、このことに対しては、やはりそういうロッ  
カーから出すときも、全部1人がやっていたのか、それとも複数で確認して  
出していたのか。そして、しまうときにもどのような体制で、1人で簡単に  
出してきて、1人で簡単にしまっていたら、これは鍵がかかっているという  
意味が全然ないねけんど、その点はどういふふうに徹底されていたんですか  
ね。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 今、先ほど企画監理課長が言ったように、そのロッカーには  
いろいろと日々、確かに個人情報なんですけど、日々の業務で使用することが  
多いです。その中で、1回、1回課長に確認などが、課長不在のときに課長  
補佐に確認だとかいうものは行っておりませんでした。作業終了後には、担  
当職員がそのロッカーに直す。最後に、夕方になったらまた鍵を閉めるとい  
う流れでございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そうなりますと、やはり書類がいつ出たか、また、いつ閉ま  
ったかというのは完全に全然わからない状態になるし、もし、朝あけて、夕  
方閉めるとなったら、これ、どういふふうになると思いますか。税務課だけ  
になるのか、それともまた、ほかにもさわれるのか。その点はどうなります  
かね。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 日中の書類の出し入れの管理ということで、管理職のい

ないときにもやはりそういった対応が実際起きているということですので、今後そのあたりにつきましても検討はさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やはり個人情報というのは大変貴重なもので、金庫にしまうほどで、金庫ではなしにロッカーの鍵のかかるところにしまうんでしたら、やっぱり重要な書類という認識が行政全員持たなければいけないものなので、これに対してやっぱり整理簿、管理簿というのもしなければ、これがいつ出て行ったかわからない。誰が出したかわからない。それでは、あと、これが漏えいになったときに調べる方法というのが今、全然わからないということになってきていると思うんですけど、そういうような点はどういうふうにお考えですかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 おっしゃっていただいている意味、重々ご理解させていただきます。そういった対応で、今後、職員の管理、パソコン等からでも、またビデオカメラ等のような形の対応策の方についても検討はさせていただいて、今後こういったことがないように注意したいと思います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 現在、防犯カメラというのは、企画監理課、税務課、映っているカメラは何台ありますかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すみません。現在、全部が、税務課の全体が映るというようなカメラの設定はできておりません。そういったもので、2台の方が税務課の方のビデオカメラ、一応映しております。各課、企画監理課においても同様のアングルで、2台で映っておりますけれども、全部がカメラで収まっているという状態ではございませんので、そのあたりを改善していきたいと思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この11月9日に入れたというのがわかっているんですけど、このときはあったということなんですけど、それ以後の防犯カメラのチェックは全部されたんですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 そういったもののチェックをしております。けれども、全ての方がまだ完了はしていないというところがございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この防犯カメラの映像って、何日間残るんですかね。

○丸山議長 企画監理課長。

- 村岸企画監理課長 ちょっと正確にはわかりませんが、1日1日消えていくということです、一番古いものから逐次データの方を保存させていただいて、ずっと残るような形をとらせていただいているという状態でございます。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 そしたら、この件に関しての映像はもう全て残すということでしょうか。
- 丸山議長 企画監理課長。
- 村岸企画監理課長 保存可能なものについては全て残していくつもりではございます。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 そのようにしていかなければ、これ、徹底的にしなければいけないということです。次に、チェック体制のことなんですけど、やはりそういうな管理簿とか、なければチェックもできないということになりますので、今、言うている金庫がいつ出たかというのもわからない、金庫にいつ入れたかもわからないということでは絶対これはあかんと思いますので、やっぱり複数でのチェックも毎月うか一週間に一遍でもやって、何がきっちり残っているかというチェックもこれからは必要やと思いますけど、その点について、どのように考えます。
- 丸山議長 企画監理課長。
- 村岸企画監理課長 個人情報、非常に大切なものでございますので、そのあたりのチェック体制の強化についても検討はさせていただきたいと思っております。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 きっちりとしてなければいけないことと、この件についてちょっと質問なんですけど、④の方にいきたいと思っておりますけど、個人情報の漏えいを行った場合の懲戒処分はどのようになるんでしょうか、お答えください。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 情報公開手引書を職員が持っておりまして、そのことを順守するというのは当然でございますし、それから一方では平成28年7月5日付で甲良町情報セキュリティーポリシーの基本方針対策基準が策定できております。その中でもセキュリティーポリシーに違反した場合には、地方公務員法による懲戒処分ということがうたっておりますし、それから個人情報の場合でもそのことが同様でございますので、甲良町の懲戒処分に関する指針の定めに基づいた処分ということになります、ただ、まだ特定ができておりませんので、前段の作業に時間を費やしているというところでございます。

- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 ちょっと③の方、抜けたんですけど、行政においてどこまで流出したら漏えいになるのかということで、ちょっとお尋ねします。
- 丸山議長 企画監理課長。
- 村岸企画監理課長 すみません。個人情報といわれるものはある一定の、戸籍とか、基本的に関する事項とかの氏名、性別、そのあたりで個人が特定できるものについて流出したら流出というような形のものとなっております。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 それでは、今回のやつは完全に個人情報の漏えいということによろしいんですね。
- 丸山議長 企画監理課長。
- 村岸企画監理課長 はい、個人情報と認識しております。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 それで、今まで何件情報漏えいで処分された、ちょっとこの資料、この前に出されたと思うんですけど、持ってこなかった。わからないんですけど、どのような処分がありましたか。
- 丸山議長 総務課長。
- 中川総務課長 ちょっと手持ちの資料がないですが、私が覚えている中では、積算書の金額を入れて、出してしまったというので過去にあったくらいで、個人情報というので処分というのは、記憶には今のところないです。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 今回が初めてということですかね。ちょっと何か、前に資料が出されたと思うけどな。
- 丸山議長 総務課長。
- 中川総務課長 ちょっと今、答えたのは懲戒処分をしたケースの話であって、漏えいについては確か1年前もちょっと議会の方で問題になったと思いますが、マスコミと新聞屋さんに情報が出たんやというようなことで全協で議論はされてたと思います。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 すみません。それで、今回のことについては税務課と企画監理課とのやりとりしかないと思うんですけど、そこについて経緯の解明も、これからも徹底的にやっていただけるのでしょうか。
- 丸山議長 企画監理課長。
- 村岸企画監理課長 現在、企画監理課の方で聞き取り調査とか、そういったものをさせていただきましたけれども、やはり企画監理課の方がかかわっているということでございますので、今後も徹底的に行うために昨日、全協で

も申し上げたとおり、顧問弁護士の方に聞き取り調査を依頼しまして、今後、相談によっては被害届等を提出していくというような形の徹底的な対応をさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと今、思い出しましたが、昨年ちょっと同じようなことがありまして、同じ対応ということで、ちょうど議員が町長室に来られて、そういう話を聞いたときに、同じような対応をしたらどうやということのご意見もいただきましたので、昨年と同様、まず全職員から情報提供を呼びかけるところから、同じ対応をしています。去年も、企画監理課長がセキュリティーの関係でということ、去年については担当課長と副町長もいましたので、そこでやっております。同じように、犯人が特定をできなかったのも、警察の相談まで行って、そこで終わっております。今回、検証の方で、そういう対応でよかったのかという項目も今回の内部の検証に入っていますので、その反省もふまえて、警察にも相談、まず行きまして、警察の方で被害届を出されるのやったら一遍、顧問弁護士と相談されたらどうかというような指導を受けたというふうに聞いていますので、顧問弁護士の方に相談をさせてもらった経緯があって、その中で、じゃ顧問弁護士としても一遍、内部のことなので、聞き取りをさせてもらうというようなことで、これが11日に実施される予定やというふうに聞いております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この前の資料8において書かれていたんですけど、情報公開文書への混入がないとすると、流出文書がいつ庁外に流出したかが新たに問題になってくるとはどのようなことなんですかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すみません、これの資料8につきましては、全体的なまとめという意味合いでなくて、情報公開上の事務をさせていただいている流れの中で、職員の行動等にとりまして流出等の、この混在、そのあたりの聞き取り調査では確認ができなかったという意味合いでございますので、そのあたりを今後、検証を必ずしていかなないとだめなことだとは認識しております。

○山田裕康議員 この中で、私は、A3の中で丸まって輪ゴムでとめてあった、そのまま持って帰ったと言う中に入っていたというのに、情報公開文書の混入が認められないとか、ないとか、書かれているんですけど、その点について、なぜそういうふうに言うているのに、絶対に、この情報公開文書の中に入っていたんです。それなのにこういうふうに書かれるということは、私がどこかから持ってきたんじゃないかとなると思われるんですけど、それはど



う思いますかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 その点が、全体的な解明ができておりませんでして、大変議員にご迷惑をおかけしているということは認識しております。ただし、全体的な解明が全然できていないというお話は、ご指摘のとおりでございますので、そのあたりも含めまして検証させていただきたいと思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 すみません。私はその中に入っていたというのに、こういう書き方をされたら、これまた、行政内においては職員の中で、私の自作自演やと言うている者もいるんですよ、はっきりと。そんなこと言われるということは、私はどこかで盗んできたのかと。今ごろになって出してきたんだと、情報公開になって。何かそういうことも言っている職員もいるんですよ、はっきり言うて。これをこういう書き方されて、私はこの中に入っていたと言うてんのに、こういう書き方されたら、完全に私は盗んだみたいなんか、なりますやん、これ。はっきりその点、どうですか。私は入っていたと言ったんですけど、何で信用してもらえないんですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すみません。議員にご迷惑をおかけしておりますけれども、現在のところ、聞き取り調査の中ではやはり食い違っているというのが事実でございます、実際、そういったことがないように心がけてはおりますけれども、大変迷惑をかけて申しわけございません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、これ、誰が入れたかわからないということは情報公開文書の中に私が入っていたのに、誰か職員が、ほたら私をはめようとして入れたというしかとれへんやん、こうなってきたら。これが漏れたら私の責任やとか、自作自演で私がやっているとか。犯人が見つからない。こんなことでは、私はどうしたらいいのかな。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 それも含めて解明をさせていただくというので、第三者、専門の機関に入らせていただくということになっておりますので、ただし、今おっしゃっていただいております、自作自演とか、そういったことについては思っておりません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 思っていなかったら、この書き方がおかしいんですよ、はっきり言うて。入っていたんやさかい、これを言ってくれなければ、これ、はっきり言うて、私、犯人を見つけてもわらなんだら、私の名誉棄損ですよ。

これ、終わったら、私、警察に相談に行きますわ、これ、はっきり言うて。はっきり言うて。こっちの名誉棄損なんやで、こんなこと書かれていたら。これを報告して、文書にないとか、確認して、ない。そしたら、誰が入れたんや。そしたら、僕が入れたのか、盗んで。こういう書き方や、これ、はっきり言うて。もう相談させてもらいますわ。これ、はっきり言います、ここで。これ、終わったら行かさせてもらいます。そうでなかったら、犯人を見つけてもらわないと、僕の名誉棄損ですよ。僕が盗んだみたいなの、なんねんで。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 おっしゃっていただいているとおり、犯人を見つけないと、山田議員に迷惑がかかってしまうというのが事実でございますので、それを見つけるために今回調査をさせていただくということになり、警察……。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わからないということは誰かがうそをついているとしか、ないんですね。ほんまに情けないんですね、はっきり言うて。職員がこんなことについてうそをついて報告をしなければならないというのは、ほんまに大変情けないことなので、もう、これ言うていてもしやあないので、終わらせてもらいますけど、やはりこのことについて、また行政側に、先ほど言うた、自作自演やとか、そういうことを、うわさに流されたらよ、私の名誉棄損ですので、はっきり言います、これ。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 議員も、迷惑被っておられますし、役場としても原因がわからないということでは済みませんので、被害届を出してでも究明をしたいというふうに思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これに関しては、また、私に対しておわび文とか出してくださいということを言っていますが、まだ届いていませんで、きっちりとした公文書で出していただきたいと思っておりますので、町長、わかってくれませんか。お願いしますね。

次に、まだ時間があるので、ちょうどいいんですけど、4番の方に行きたいと思えます。収支報告書について問うということで、選挙管理委員会から、先ほども西澤議員が言われましたが、報告ということでもらっております。それで、聞きます。もう一遍、聞かさせてもらいますけど、収支報告書に相違ないと選挙管理委員会に野瀬町長が回答しているが、間違いありませんか。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 先ほど、西澤議員さんの方からも、ちょっと触

れておられましたけども、今年10月9日付で収支報告書虚偽記載容疑に係る要請書を当選管委員会に提出されたことを受けまして、要望書の記載の内容が事実かどうかについて、文書で野瀬喜久男氏に回答を求めた結果、本人から「平成29年10月29日に執行された甲良町長選挙に係る私の選挙運動費用収支報告書は事実に相違ありません」との回答を、今年11月1日に文書で受けました。

以上です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 町長にもう一回聞きます。間違いありませんね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 間違いありません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで次に2番ですけど、先ほども言われたんですけど、借りたお金に関してはプライベートと答えているんですけど、それも間違いないですね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 間違いありません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、資産報告の件、30年2月9日に資産報告ということで、町長の方は提出されていますけど、借入金はなしとなっているんですけど、矛盾が生じるんですけど、このことについてはどうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 先ほどもお答えしましたが、プライベートなことがありますので、選挙運動費用との関係についてはございません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 先ほども西澤議員、ありましたが、ここにあるんですね。野瀬喜久男、判こを押していますね。30年11月6日です。この日に借りたお金を郵送していますものね、あなた。このときにこのお金は平成28年10月19日に、無理申し上げ、借用させていただいたところだと書いてあります。このときに借りに行ったときに、あなたは軍資金を貸してくださいということで借りています。このことに対してはやっぱり資産報告では、2月9日です。返したのが30年11月6日、借りていたのが29年10月19日。資産報告に載らなあかんやろ。これについてはどう思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 それについては、報告外だというふうに思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 資産報告で書く欄があるのに、該当なしと書いていて、後で借りてあったということで返しているんですよ。それやのに該当なしと書いてあるということで、それは資産の報告には該当しないということですか。町長やったら、これ、書かなあきませんよ、借りた借入金があったら。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そういう認識はしてございません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 もう完全に居直っていますよね。あなたがこの文書を打って出しているんですよ、判こを押してまで。ほたら、もうこれはあなた、認識しているということですよ、これ。野瀬喜久男の判こを押して、こういうふうに出しているということは。それやのに、この報告のときには、ないと言うて、何で11月に、送っているんですよ。完全にこの資産報告では、うそということがわかりますやん、はっきり言うて。その点、どう思います。これやっぱり町長として、トップとして、これは出さなければいけないものなんです、ここに出ているんです。どうします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今のところは、以外のことだと思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 もう何を言っても、だめですね、あれ。自分で認識しておきながら、借り入れたということも、はっきり。

次にお聞きします。先ほども聞いていましたが、収支報告書の食料費です。

1,900円になっているが、間違いはないかをお聞きします。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 先ほども話しておりましたように、野瀬喜久男氏の選挙運動収支報告書に記載されている食料費の合計は1,900円となっております。また、出納責任者からも、報告書には真実に相違ありませんというように記載がされておりました。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 町長、これで間違いはないですね。はっきり教えてください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 間違いありません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ほかの候補者の、ちょっと調べさせてもらったんですけど、ほかの候補者でもやっぱり20万円くらいにはなっていたんですけど、選管として、食料費が1,900円とはおかしいとは思いませんか。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 なるほど、選挙運動期間中の食料、1,900円というのは本当かなという思いもいたしますけども、先ほど申し上げましたように、報告書にはそのように出ておりますし、出納責任者の方から、誓約書で事実間違いがないということです、そのように受けとめております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やはりおかしいと誰もが思うんですけど、1,900円、何日間も選挙をやっていたので、お茶ひとつなかったのか。お茶代だけで1,900円なんか、なっていたんですけど、その点、ここに写真があります。ここに鯛の生けづくりが写っていますね。見てください、委員長。写ってますね、鯛の生けづくりのが後ろに。写っているで。

(「見えへんぞ」の声あり)

○山田裕康議員 見せたらう。ここに写っているやろう、鯛の生けづくり。当選してあいさつしてるわ、これ。これも1,900円の中ですか。お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 報告書はそのとおりに記載しています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで先ほども西澤議員が言いましたように、ここに野瀬喜久男選挙事務所、ここに10月29日、鯛のつくり、オードブル12万6,760円、請求きていますが、これ、はっきり言うて。鯛のつくりと書いています。今、写っています。この請求が12万円です。これを1,900円。誰が考えてもおかしいでしょう。この点についてはどう思います。間違いありませんか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 間違いありません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 1,900円で鯛のつくり、買えたのなら、私でも買うわ。それと、これ、外でもやっている写真もあります。ここにも写っています。すしとかが。こっちも写っています、オードブル。こんなん出して、1,900円。どうしていけるんです。教えてください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 報告書に間違いありません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これも1,900円に入っているということですか。すごいですね、勘定ね。その次に聞きますけど、先ほども西澤議員言いましたよう

に、19万4,400円の領収証があります。これは600円の弁当300食分、18万円と消費税をかけたあれで、これ、投票日の前の日に食べていただいていた弁当ですよ。これもこういうふうに領収証があります。それで、食べたという人も何人もいます。それやのに、600円の弁当が300食頼んでいてとなっているんですけど、そんなのやったら、これも1,900円というんですか、これも。お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 報告書の記載とおりであります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これ、聞いたところによったら、あなたのために渡している。食料費の1,900円って、こんなんではおかしいで、これをつけて出さないというふうに、この相手先の方、言われて、これ渡したと聞いているんです。それなのに、あなたはつくと、1,900円だけということ報告されています。それで、はっきりとこの報告に関しても今、言うている写真まであって、それでまだ、選挙違反じゃない、虚偽記載じゃないということと言われるんですか、町長。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そう思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 まだまだ時間があるんですけど、今言うているように、何を言うても、わからない、思っていると、1,900円は間違いないということ言われているんですけど、これですね、ほんま困ったもんですね。ほんで、この件については選挙管理委員長はどのように思われますか。今の意見。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 今、町長が何べんも答弁しておりますように、事実間違いないということですので、先ほど申しましたように、出納責任者からもその旨の宣誓をしておられますので、間違いないという解釈しか仕方ない。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 私が聞いているのは、今言うている写真という、全部証拠があるのに、領収証もあるし、これ、名前を消さないやつ、持っていますけど、こういうなのも、いつでも出すということ言うているのに、選挙管理委員長としては1,900円で間違いないというふうに聞いているのでということですよ。もうこれ以上、何もできないということですよ。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 そのとおりでございます。

- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 このことについて、次に設問があるんですけど、完全にこれで私は明らかになっていると思うんです。これについて、やっぱり選挙管理委員会としては、どういうふうなことをこれからしていかなければいけないというふうに思っていますかね。
- 丸山議長 選挙管理委員長。
- 村岸選挙管理委員会委員長 先ほども申しておりましたように、取り締まり、あるいは事実関係の調査は捜査当局が行いますし、事実認定、違法性の有無については司法が行いますのでということでございます。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 選挙管理委員会では何事もできないという、やっぱり町民を代表してなっただいていただいているのに、できないということになると、これ、どうしたらいいんでしょうね。ちょっと議長、休憩。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 はい、すみません。再開します。このことについて、きちんと私の方から証拠を渡させてもらいますので、委員長としてはどういうふうにお考えでしょうかね。
- 丸山議長 選挙管理委員長。
- 村岸選挙管理委員会委員長 そういう書類をいただいた上で、選挙管理委員会としての越権行為が外れない、範囲内でまた当委員会を開催いたしまして、審議をさせていただきます。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 これ、真実だとわかれば、やっぱり選挙管理委員会委員長として、記者発表なり、せなあかんと思うんですけど、その点、どう思いますか。
- 丸山議長 選挙管理委員長。
- 村岸選挙管理委員会委員長 記者発表と言われても、今、答弁させていただいたことしか発表させていただけないと。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 やっぱり町民を代表して選挙管理委員長としてやられているんですので、虚偽記載があったとか、そういうふうには選挙管理委員会として見つけた場合はやっぱりきちっとした対応もしていただいたり、こういうことがあったというのも、やっぱり発表しなければ、これ、選挙管理委員会としてもあかんと思うので、その点、きっちりお願いしたいんですけど、やはり今のお考えの場合、こういうようなことしかできないということですよ。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 今申しましたように、きちっと証拠があって、もう100%間違いないということになれば、また対応はしていかなんと思えますけども、安易に、確実な証拠書類、証拠をつかまえない上で告発などをいたしますと、先ほども申しあげましたように、刑法の172条に基づいて、いわゆる虚偽告訴罪、あるいは刑法第230条第1項によります名誉棄損罪にも抵触する恐れがありますので、慎重の上に慎重を期したいと思います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 慎重に重ねていただきたい、もう1枚、鯛の生けづくりが載っていますので、写真は2枚あります。はっきり言うて。載っている写真は。こういうようなことははっきりと。これがうそという、写真がうそつくわけないんですから、頼んであったというのは確実です。これの領収証がないのか、頼んでいて記載していないんですよ、あれ。はっきり言うて、100%、これ、虚偽記載ですよ。このことについて、100%、これ虚偽記載ということが今でも言えると思うんですけどね。はっきりとやっぱり調べていただかないと。これ全部、渡しますんで、もし、要るんでしたら。これ、調べてください。はっきり言います。ほんで、これはやっぱり皆さんに伝えなければいけない。選挙管理委員長として、町民を代表してやっているんで、その点、お願いさせていただきますけど、その点はわかっていただけでしょうか。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 選管委員会を開きまして、審議をさせていただきます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。きっちり調べていってもらわなければならないというより、100%虚偽記載というのがもうこれで明らかですので、開いて、ぼーんと報告程度になると思いますわ。こんなん、あったらね。このことをきっちりとやっぱりやっていただいて、町民にも伝えていくということも必要ですので、ちょっとお願いさせていただきますので、よろしく願います。選挙管理委員長、頼みます。

これで、皆さんも聞いていただいたように、町長、1,900円と、何事もうそばっかりついていますけど、やっぱりこんなことを町民が、うそばっかりついているのに、大丈夫かと。町政を任せられるのかということもありますし、はっきり言うて、こういう虚偽記載とか、いろんな町民をだましていくんでしたら、けじめをつけていただかなきゃいけませんと、思うんですけど



ど、そのことについては先ほどからも全然、答えは一点張りと思うんですけど、はっきり言いまして、やっぱりけじめをつけていただきたい。謝っていただきたい、町民に対してきっちりと思えます。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後0時28分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 阪 東 佐智男

署 名 議 員 宮 寄 光 一